

## 資料編

総括	81
融資業務	88
証券化支援業務	98
信用保険業務	103
行政コスト計算財務書類	114
参考情報	139
政策評価	146
中小企業金融公庫法	150
株式会社日本政策金融公庫法等の概要	153

計数については、単位未満四捨五入としており、各欄の合計値と表示合計が一致しない場合があります。また、単位に満たない場合は「0」、該当計数がない場合は「-」と表示しています。

## 平成19年度の経済情勢及び中小企業の動向

平成19年度のわが国経済は、米国サブプライムローン問題を契機とした金融市場の混乱、原油など原材料価格の高騰といった要因に加え、建築基準法改正に伴う住宅着工の落ち込みという特殊要因が生じたこともあって回復の動きが鈍化し、年度末にかけて足踏み状態となりました。

個人消費は、年度後半は消費マインドが弱含んだものの、雇用・所得環境が総じて改善基調にあったことから、概ね横ばい圏内で推移しました。住宅投資は、19年6月の改正建築基準法施行に伴い7月以降の住宅着工が大きく落ち込んだ影響で、大幅に減少しました。民間設備投資は引き続き増加したものの、企業収益に頭打ち感が出てきたことなどから、伸びは鈍化しました。公共投資は、公共工事関係予算の縮減が続いたため、減少しました。輸出は、米国向けが減少した一方で新興国・資源国向けは堅調に推移したため、引き続き増加しました。輸入は、原油や原材料の輸入額の増加が目立ちました。

金融面をみると、民間金融機関の貸出残高は、緩和的な貸出姿勢が続くなかで、伸びはやや鈍化したものの増加基調で推移しました。

金利は、短期金利はほぼ横ばい、長期金利は7月以降低下基調で推移しました。短期金利は、日本銀行が無担保コールレート（オーバーナイト物）の誘導目標を0.5%で据え置いたことから、年間を通してほぼ安定した動きとなりました。長期金利は、国内で利上げ観測が強まった5月から6月にかけて新発10年物国債利回りが1.9%台半ばまで上昇したものの、米国のサブプライムローン問題が表面化した7月から8月にかけて1.5%台まで下落、その後も低下基調で推移し、年度末時点では1.2%台後半まで低下しました。

企業倒産件数は、運輸業、情報通信業など多くの業種で増加したことから、前年度を上回る水準となりました。

中小企業の景況は、年度当初より一進一退から弱含みで推移し、年度末にかけて一段と弱含む動きとなりました。業種別では、輸送用機械、水運業など一部で堅調な動きがみられたものの、原油価格高騰の影響が大きい運送業や窯業・土石、建築基準法改正の影響を大きく受けた建設業や木材・木製品、原材料価格の上昇が収益を圧迫した食料品など多くの業種で業況が悪化しました。地域別では、これまで比較的堅調に推移してきた関東、東海、近畿でも弱含みとなり、北海道、東北、九州などでは業況の低迷が続きました。

中小企業の設備投資は、収益環境が厳しさを増すなかで鈍化傾向となり、設備投資を実施する企業の割合も低下基調で推移しました。業種別にみると、製造業では輸送用機械などで高水準が続いたものの、繊維・繊維製品、木材・木製品、窯業・土石、印刷・同関連などは低迷しました。非製造業では、建設業、不動産業、卸売業、小売業などが低調に推移しました。地域別では、北海道、四国、九州などで低水準が続いたほか、関東、東海、近畿の大都市圏でも動きが鈍りました。

金融面では、民間金融機関の中小企業に対する貸出姿勢は引き続き緩和的だったものの、民間金融機関の中小企業向け貸出残高は減少基調で推移しました。業態別では、信用金庫が引き続き増加した一方で、国内銀行では年度半ばから減少が続きました。

貸出金利は、短期貸出金利、長期固定貸出金利ともに緩やかな低下傾向で推移しました。

# 業務実績

## 融資業務

(単位：億円)

科 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
<b>貸付額</b>	<b>12,953</b>	<b>10,289</b>	<b>9,537</b>
直接貸付	12,795	10,208	9,474
うち証券化・自己型 <sup>(注)</sup>	(199)	(94)	(391)
代理貸付	120	47	32
設備貸与・投育貸付	38	35	31
<b>貸付残高</b>	<b>70,584</b>	<b>64,556</b>	<b>58,143</b>
直接貸付	68,600	62,986	56,898
代理貸付	1,778	1,400	1,099
設備貸与・投育貸付	206	170	146

(注) 証券化・自己型とは、中小公庫法第19条第1項第1号・第2号により、中小公庫自らが貸付けた債権または取得した社債を証券化する業務をいいます。

## 証券化支援業務

(単位：億円)

科 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
<b>貸付債権元本総額</b>			
買取型	276	388	418
保証型	158	112	31
<b>信託受益権等保有残高、保証債務残高</b>			
買取型(信託受益権等保有残高)	16	36	58
保証型(保証債務残高)	423	342	189

## 信用保険業務

(単位：億円)

科 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
<b>保険引受額・貸付額</b>			
中小企業信用保険	125,524	134,440	128,654
信用保証協会貸付	4,764	4,630	4,622
破綻金融機関等関連特別保険等	3	-	1
<b>保険引受残高・貸付残高</b>			
中小企業信用保険	291,303	295,501	297,397
信用保証協会貸付	4,764	4,630	4,622
破綻金融機関等関連特別保険等	23	11	4
機械類信用保険 <sup>(注)</sup>	26,824	16,588	7,512

(注) 機械類信用保険は、平成15年3月31日までに保険関係が成立したものを除き、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払い、回収金の収納等の業務(機械保険経過業務)を行っています。

# 財務諸表

## 総括貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>(資産の部)</b>		
貸付金	6,896,499	6,263,611
現金預け金	495,242	471,911
有価証券	44,900	37,829
信託受益権	2,805	7,679
未収収益	8,019	7,097
未収金	3	9
雑勘定	561	547
固定資産	25,610	25,161
繰延勘定	2,396	1,881
求償権	1,534	3,035
保証債務見返	34,159	18,923
貸倒引当金	△ 11,770	△ 16,803
求償権償却引当金	△ 1,534	△ 3,035
<b>資産合計</b>	<b>7,498,423</b>	<b>6,817,846</b>
<b>(負債及び資本の部)</b>		
借入金	2,675,970	2,560,867
債券	3,357,129	2,823,929
貸付受入金	16,613	17,905
未払費用	13,350	11,363
雑勘定	33,746	8,007
支払備金	97,698	117,696
責任準備金	20	7
未経過保証料	675	314
未経過保険料	2,891	1,206
保証債務	34,159	18,923
<b>負債合計</b>	<b>6,232,251</b>	<b>5,560,219</b>
融資勘定資本金	464,335	473,435
証券化支援買取業務勘定資本金	23,258	24,476
証券化支援保証業務勘定資本金	12,000	16,500
信用保険等業務勘定資本金	860,135	937,852
機械保険経過業務勘定資本金	2,421	2,421
破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定資本金	71,679	71,679
証券化支援買取業務勘定積立金	10	42
証券化支援買取業務勘定当期利益金	63	347
証券化支援保証業務勘定繰越欠損金	-	△ 539
証券化支援保証業務勘定当期利益金	△ 539	△ 1,105
信用保険等業務勘定当期利益金	△ 175,383	△ 277,276
機械保険経過業務勘定積立金	6,152	8,134
機械保険経過業務勘定当期利益金	1,982	1,446
破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定積立金	29	43
破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定当期利益金	29	171
<b>資本合計</b>	<b>1,266,172</b>	<b>1,257,627</b>
<b>負債・資本合計</b>	<b>7,498,423</b>	<b>6,817,846</b>

(注1) 平成18年度損益計算書について

信用保険等業務勘定当期損失金175,382,916,705円は、信用保険等業務勘定中小企業信用保険事業に係る損失金175,874,610,156円と信用保険等業務勘定融資事業に係る利益金491,693,451円との差額です。

なお、証券化支援買取業務勘定当期利益金63,455,657円のうち、31,727,828円は中小企業金融公庫法(昭和28年法律第138号)第24条第2項及び中小企業金融公庫法施行規則(平成12年大蔵省・通商産業省令第1号)第6条の規定により、同勘定の積立金として積み立て、31,727,829円は同法第24条第5項の規定により、国庫に納付することとし、証券化支援保証業務勘定当期損失金539,323,244円は、同条第3項の規定により、同勘定の繰越欠損金として整理することとし、信用保険等業務勘定当期損失金175,382,916,705円は、同条第7項及び中小企業金融公庫法施行令(昭和28年政令第175号)第1条の3第3項第1号の規定により、中小企業信用保険準備基金を減額して整理することとし、機械保険経過業務勘定当期利益金1,981,785,945円は、同法附則第13項の規定により、同勘定の積立金として整理することとし、破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定当期利益金28,914,131円のうち、14,457,065円は破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成10年法律第151号)第10条第2項の規定により、同勘定の積立金として積み立て、14,457,066円は同条第6項の規定により、国庫に納付することとします。

総括損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度 <sup>(注1)</sup>	平成19年度 <sup>(注2)</sup>
<b>経常収益</b>	<b>629,606</b>	<b>605,830</b>
貸付金利息	116,367	111,859
信託受益権利息	55	122
保証料	573	475
保険料	162,299	165,441
回収金	186,464	167,429
受託手数料	187	245
一般会計より受入	44,210	42,049
電源開発促進対策特別会計より受入	11	—
石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計より受入	8	—
エネルギー対策特別会計より受入	—	18
預け金利息	1,129	2,189
有価証券益	666	775
雑収入	1,514	1,315
貸倒引当金戻入	6,260	11,770
求償権償却引当金戻入	302	1,534
支払備金戻入	103,473	97,698
責任準備金戻入	248	20
未経過保険料戻入	5,839	2,891
<b>経常費用</b>	<b>803,374</b>	<b>882,249</b>
借入金利息	17,057	21,433
債券利息	46,888	38,110
支払雑利息	0	2
保険金	522,501	582,507
業務委託費	1,585	1,997
事務費	34,138	33,922
債券発行諸費	1,381	945
償却費	65,796	64,507
貸倒引当金繰入	11,770	16,803
求償権償却引当金繰入	1,534	3,035
支払備金繰入	97,698	117,696
責任準備金繰入	20	7
未経過保険料繰入	2,891	1,206
雑損	116	80
<b>経常利益</b>	<b>△173,767</b>	<b>△276,419</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	30	24
<b>特別損失</b>	<b>111</b>	<b>21</b>
固定資産売却損	11	0
固定資産除却損	100	21
<b>融資勘定当期利益金</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
証券化支援買取業務勘定当期利益金	63	347
証券化支援保証業務勘定当期利益金	△539	△1,105
信用保険等業務勘定当期利益金	△175,383	△277,276
機械保険経過業務勘定当期利益金	1,982	1,446
破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定当期利益金	29	171

(注2) 平成19年度損益計算書について

信用保険等業務勘定当期損失金277,275,689,303円は、信用保険等業務勘定中小企業信用保険事業に係る損失金278,675,646,925円と信用保険等業務勘定融資事業に係る利益金1,399,957,622円との差額です。

なお、証券化支援買取業務勘定当期利益金346,807,708円のうち、173,403,854円は中小企業金融公庫法(昭和28年法律第138号)第24条第2項及び中小企業金融公庫法施行規則(平成12年大蔵省・通商産業省令第1号)第6条の規定により、同勘定の積立金として積み立て、173,403,854円は同法第24条第5項の規定により、国庫に納付することとし、証券化支援保証業務勘定当期損失金1,105,333,073円は、同条第3項の規定により、同勘定の繰越欠損金として整理することとし、信用保険等業務勘定当期損失金277,275,689,303円は、同条第7項並びに中小企業金融公庫法施行令(昭和28年政令第175号)第1条の3第3項第1号及び第4項の規定により、融資基金から12,650,882,813円を中小企業信用保険準備基金に組み入れた後中小企業信用保険準備基金を減額して整理することとし、機械保険経過業務勘定当期利益金1,446,155,749円は、同法附則第13項の規定により、同勘定の積立金として整理することとし、破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定当期利益金171,483,022円のうち、85,741,511円は破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成10年法律第151号)第10条第2項の規定により、同勘定の積立金として積み立て、85,741,511円は同条第6項の規定により、国庫に納付することとします。

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっています。

## 2 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っています。なお、減価償却累計額は次のとおりです。

固定資産 9,874,014,458円

## 3 引当金等の計上基準

### (1) 貸倒引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、公庫の国庫納付金に関する政令（昭和26年政令第162号）第1条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の6 / 1000の範囲内で計上しており、本年度の計上率は2.9 / 1000です。

### (2) 求償権償却引当金

求償権の貸倒れによる損失に備えるため、公庫の国庫納付金に関する政令第1条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末求償権残高の1000 / 1000の範囲内で計上しており、本年度の計上率は1000.0 / 1000です。

### (3) 破綻金融機関等関連特別保険等責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法施行令（平成10年政令第404号）第4条において準用する公庫の国庫納付金に関する政令第1条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末保険価額の残高に係る保険金額の20 / 1000の範囲内で計上しています。

## 4 その他財務諸表作成のための重要な事項

### (1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっています。

### (2) 繰延勘定の処理方法

#### ①債券発行費

支出時に全額費用として処理しています。

#### ②債券発行差金

公庫の国庫納付金に関する政令第1条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均償還年限（3、5、6、7、10、12又は15年間）で均等償却しています。

### (3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額）は、239,200,487,308円となっています。

## 5 重要な会計方針の変更

固定資産の減価償却方法については、法人税法の改正に伴い、本年度から、平成19年4月1日以降に取得した固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法とすることとしました。

# 財務の状況

## 主要な経営指標

(単位：億円)

科 目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
経常収益 <sup>(注1)</sup>	2,219	6,159	6,665	6,296	6,058
経常利益	0	△ 1,850	△ 1,612	△ 1,738	△ 2,764
当期利益	0	△ 1,851	△ 1,612	△ 1,738	△ 2,764
資本金 <sup>(注2)</sup>	4,497	15,688	14,791	14,338	15,264
純資産額	4,497	13,862	13,217	12,662	12,576
総資産額	76,793	86,890	81,721	74,984	68,178
職員数	1,736人	2,120人	2,109人	2,095人	2,074人

(注1) 「特殊法人等会計処理基準」(昭和62年10月2日財政制度審議会公企業会計小委員会報告)に基づき会計処理しており、経常収益には、国の一般会計から受け入れた補給金が含まれています。

(注2) 資本金は、その全額を政府が出資しています。

(参考)平成19年度勘定別当期利益

(単位：億円)

(単位：億円)

科 目	勘定別当期利益	科 目	勘定別当期利益
融資勘定	0	信用保険等業務勘定	△ 2,773
証券化支援買取業務勘定	3	機械保険経過業務勘定	14
証券化支援保証業務勘定	△ 11	破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定	2

## 資金計画の実績

(単位：億円、%)

科 目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
<b>(支出)</b>					
貸付金 <sup>(注1)</sup>	16,837	21,056	17,701	15,144	14,143
買取債権	—	130	271	83	49
有価証券	—	—	—	16	22
信託受益権	—	130	276	177	438
借入金償還	9,161	7,749	6,995	6,900	7,240
債券償還金	2,439	5,378	9,623	8,078	6,932
保険金	—	4,627	5,316	5,225	5,825
事業損金等	2,162	7,790	6,789	6,215	5,979
<b>合計(A)</b>	<b>30,599</b>	<b>46,860</b>	<b>46,971</b>	<b>41,839</b>	<b>40,628</b>
<b>(収入)</b>					
貸付回収金	15,998	21,959	21,402	20,331	19,560
信託受益権回収金	—	—	1	3	5
貸付債権の信託譲渡	—	—	—	94	389
買取債権の信託譲渡	—	130	271	83	49
信託受益権の譲渡	—	127	262	162	382
保険料収入	—	1,125	1,528	1,623	1,654
回収金	—	1,654	2,076	1,865	1,674
事業益金等	2,581	9,762	9,100	8,479	9,227
<b>合計(B)</b>	<b>18,579</b>	<b>34,757</b>	<b>34,640</b>	<b>32,640</b>	<b>32,940</b>
借入金・中小企業債券	(90.7) <sup>(注2)</sup>	(100.7)	(101.9)	(74.6)	(83.6)
(A)－(B)	12,020	12,103	12,331	9,199	7,687
<b>(借入金・中小企業債券の内訳)</b>					
借入金	7,190	7,709	9,206	7,100	6,089
財政融資資金借入金	7,190	7,708	9,200	7,100	6,085
産業投資借入金	—	—	—	—	4
短期借入金	—	1 <sup>(注3)</sup>	6 <sup>(注4)</sup>	—	—
中小企業債券	4,830	4,394	3,125	2,099	1,598

(注1) 貸付金は、貸付資金及び社債取得資金の払出実績です。

(注2) ( )内は、対前年度比です。

(注3) 平成16年度における短期借入金は、年度の純借入額を表示しています(借入額3,312億円－借入償還額3,311億円)。

(注4) 平成17年度における短期借入金は、年度の純借入額を表示しています(平成16年度末残高1億円+借入額2,384億円－借入償還額2,379億円)。

## 資本金<sup>(注1)</sup>

(単位：百万円)

年 度	資本金額	年 度	資本金額
昭和28/8 (創立)	13,000	平成 元	68,210
28	14,226	2	87,710
29	16,726	3	95,410
30	24,160	4	114,610
31～37	24,160	5	155,510
38	24,760	6	168,810
39～40	24,760	7	222,315
41	24,910	8	227,415
42	24,910	9	232,015
43	25,210	10	277,715
44～54	25,210	11	371,115
55	27,210	12	410,915
56	29,210	13	436,215
57	31,210	14	447,215
58～59	31,210	15	449,715
60	33,210	16 <sup>(注2)</sup>	1,568,772
61	37,210	17	1,479,052
62	41,910	18	1,433,829
63	56,710	19	1,526,364

(注1) 資本金は、その全額を政府が出資しています。

(注2) 平成16年7月1日に日中小企業総合事業団から信用保険業務を承継しています。

## 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細(平成19年度)

(単位：百万円)

資産の種類	期首残高 (取得価額)	当 期 増加額	当 期 減少額	期末残高 (取得価額)	減価償却 累計額	うち当期 償却額	差 引 期末残高
土地	9,511	-	1	9,510	-	-	9,510
建物	21,341	366	93	21,614	8,124	602	13,491
構築物	1,083	9	3	1,088	608	51	480
機械器具備品	1,796	66	94	1,768	1,142	131	626
敷金	1,036	80	63	1,053	-	-	1,053
固定資産仮払金	91	1	91	1	-	-	1
合計	34,858	523	345	35,035	9,874	784	25,161

## 事務費の内訳

(単位：百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
俸給及諸給与	18,919	18,177
諸支出金	2,946	2,851
旅費	856	703
業務諸費	7,145	7,490
交際費	0	1
債権保全費	253	208
税金	313	337
賠償償還及払戻金	3,706	4,154
合計	34,138	33,922



### 1 貸付実績

平成19年度の貸付実績は9,537億円（前年度92.7%）、平成19年度末貸付残高は58,143億円（前年度90.1%）となりました。貸付の大部分を占める直接貸付については、貸付実績9,474億円（前年度92.8%）、貸付残高56,898億円（前年度90.3%）となりました。

### 2 資金調達

平成19年度における貸付などに必要な資金の総額は25,782億円となりました。

この資金については、財投機関債1,087億円（発行額）及び貸付回収金14,931億円を含む自己資金など19,195億円を充て、なお不足する6,587億円を財政投融資から調達しました。

### 3 損益状況

平成19年度は、総収益と総費用の額が同額となり、中小企業金融公庫法第24条第1項に定める利益金は生じなかったため国庫納付は行いませんでした。

これは、総収益から貸倒引当金繰入前の費用を差し引いた差額168億円は、財務大臣が定めた貸倒引当金繰入限度額347億円（貸付受入金を除いた平成19年度末貸付金残高に1000分の6を乗じて算出した金額）以内であるため、全額を貸倒引当金に繰り入れたことによるものです。

なお、財務大臣の承認を受けて630億円の貸付金等償却を行いました。

## 財務諸表

## 融資勘定貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>(資産の部)</b>		
貸付金	6,433,543	5,801,436
公庫貸付金	6,416,514	5,786,882
直接貸付	6,276,479	5,676,946
代理貸付	140,035	109,936
設備貸与機関貸付金	17,029	14,554
現金預け金	80,177	56,619
有価証券		
社債	22,107	12,824
信託受益権	798	5,659
未収収益	7,982	7,060
未収貸付金利息	7,876	6,935
未収信託受益権利息	6	29
未収受託手数料	9	31
未収有価証券利息	91	65
未収金		
その他未収金	6	—
雑勘定		
仮払金	553	538
固定資産		
業務用固定資産	23,419	23,034
繰延勘定		
債券発行差金	2,396	1,881
貸倒引当金	△11,770	△16,803
<b>資産合計</b>	<b>6,559,211</b>	<b>5,892,249</b>
<b>(負債及び資本の部)</b>		
借入金	2,675,970	2,560,867
財政融資資金借入金	2,675,970	2,560,460
産業投資借入金	—	407
債券		
債券発行高	3,355,229	2,820,729
貸付受入金	16,613	17,905
未払費用	13,319	11,336
未払借入金利息	3,091	3,310
未払債券利息	10,009	7,838
未払委託手数料	218	188
雑勘定	33,745	7,977
仮受金	33,428	7,783
前受収益	317	182
未払金	—	12
<b>負債合計</b>	<b>6,094,876</b>	<b>5,418,814</b>
資本金	464,335	473,435
一般会計出資金	378,625	387,725
産業投資出資金	85,710	85,710
<b>資本合計</b>	<b>464,335</b>	<b>473,435</b>
<b>負債・資本合計</b>	<b>6,559,211</b>	<b>5,892,249</b>

## 融資勘定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>経常収益</b>	<b>168,299</b>	<b>166,814</b>
貸付金利息	116,124	111,278
公庫貸付金利息	115,793	110,967
(直接貸付利息)	112,370	108,272
(代理貸付利息)	3,423	2,695
設備貸与機関貸付金利息	330	311
信託受益権利息	14	80
受託手数料	24	104
一般会計より受入	44,210	42,047
電源開発促進対策特別会計より受入	11	-
石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計より受入	8	-
エネルギー対策特別会計より受入	-	18
預け金利息	63	279
有価証券益	662	362
有価証券利息	592	330
有価証券益	71	32
雑収入	922	875
受入雑利息	9	7
労働保険料被保険者負担金	108	79
償却債権取立益	305	60
雑益	500	728
貸倒引当金戻入	6,260	11,770
<b>経常費用</b>	<b>168,221</b>	<b>166,794</b>
借入金利息	17,055	21,432
債券利息	46,882	38,089
支払雑利息	0	2
業務委託費	630	1,110
委託金融機関等手数料	460	990
調査委託費	170	120
事務費	24,863	24,178
債券発行諸費	1,204	696
償却費	65,699	64,405
貸付金償却	64,194	62,884
有価証券償却	66	140
固定資産減価償却費	637	681
債券発行差金償却	802	699
貸倒引当金繰入	11,770	16,803
雑損	116	80
<b>経常利益</b>	<b>78</b>	<b>20</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	30	-
<b>特別損失</b>	<b>109</b>	<b>20</b>
固定資産売却損	11	-
固定資産除却損	97	20
<b>当期利益金</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっています。

### 2 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っています。なお、減価償却累計額は次のとおりです。

固定資産 8,409,714,096円

### 3 引当金の計上基準

貸倒引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、公庫の国庫納付金に関する政令第1条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の6／1000の範囲内で計上しており、本年度の計上率は2.9／1000です。

### 4 その他財務諸表作成のための重要な事項

#### (1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっています。

#### (2) 繰延勘定の処理方法

##### ①債券発行費

支出時に全額費用として処理しています。

##### ②債券発行差金

公庫の国庫納付金に関する政令第1条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均償還年限（3、5、6、7、10、12又は15年間）で均等償却しています。

#### (3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高）は、239,200,487,308円となっています。

### 5 重要な会計方針の変更

固定資産の減価償却方法については、法人税法の改正に伴い、本年度から、平成19年4月1日以降に取得した固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法とすることとしました。

# 財務の状況

## 主要な経営指標

(単位: 億円)

科 目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
経常収益 <sup>(注1)</sup>	2,219	2,040	1,771	1,683	1,668
経常利益	0	0	0	1	0
当期利益	0	0	0	0	0
資本金 <sup>(注2)</sup>	4,497	4,619	4,643	4,643	4,734
純資産額	4,497	4,619	4,643	4,643	4,734
総資産額	76,793	75,924	71,612	65,592	58,922
預け金残高	787	741	739	802	566
貸付金残高 <sup>(注3)</sup>	75,940	75,000	70,584	64,556	58,143
有価証券残高	19	265	364	221	128
自己資本比率(参考)	6.45%	6.49%	6.73%	7.23%	8.51%

(注1) 「特殊法人等会計処理基準」(昭和62年10月2日財政制度審議会公企業会計小委員会報告)に基づき会計処理しており、経常収益には、国の一般会計から受け入れた補給金が含まれています。

(注2) 資本金は、その全額を政府が出資しています。

(注3) 貸付金残高には、社債を含みます。

## (参考)自己資本比率明細表

(単位: 億円)

科 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
資本勘定 <sup>(注1)</sup>	4,643	4,643	4,734
貸倒引当金	63	118	168
控除項目	—	△ 8	△ 57
自己資本計(A)	4,706	4,753	4,845
資産(オンバランス)項目	69,717	64,533	55,723
オフバランス取引項目 <sup>(注2)</sup>	197	275	270
オペレーショナル・リスク相当額に係る額	—	901	941
リスク・アセット等計(B)	69,913	65,709	56,934
自己資本比率((A) / (B)×100) <sup>(注3)</sup>	6.73%	7.23%	8.51%

(注1) 資本勘定は、中小企業金融公庫法第24条において、損益計算上利益金が生じた場合は、準備金として積立てることなく、全額国庫納付が義務付けられていることから、資本金をさします。

(注2) 国外中小企業債券の為替リスク回避のため通貨スワップを行っており、貸借対照表上にはこれにより確定した円貨建の額を計上しています。

(注3) 自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、算出しております。なお、平成17年度は「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(平成5年大蔵省告示第55号)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出において標準的手法を、オペレーショナル・リスクにおいて基礎的手法を採用しております。また、マーケット・リスクを導入しておりません。

## 資金運用収支の内訳等

(単位：億円)

	平成18年度			平成19年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	67,459 <sup>(注1)</sup>	1,167 <sup>(注3)</sup>	1.73%	61,309	1,116	1.82%
資金調達勘定	63,218 <sup>(注2)</sup>	645 <sup>(注4)</sup>	1.02%	57,075	601	1.05%
資金運用収支(利回り差)	—	522	(0.71%)	—	515	(0.77%)

(注1) 資金運用勘定(平均残高) = 貸付金平均残高 + 社債平均残高 - 貸付受入金平均残高

(注2) 資金調達勘定(平均残高) = 借入金平均残高 + 債券平均残高

(注3) 資金運用勘定(利息) = 貸付金利息 + 有価証券利息

(注4) 資金調達勘定(利息) = 借入金利息 + 債券利息 + 債券発行差金償却 - 債券前受収益雑益計上分

## 貸付金利息・支払利息の分析

(単位：億円)

	平成18年度			平成19年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
貸付金利息 <sup>(注1)</sup>	△ 84	14	△ 70	△ 106	55	△ 51
支払利息 <sup>(注2)</sup>	△ 54	△ 37	△ 91	△ 63	19	△ 44

(注1) 貸付金利息 = 貸付金利息 + 有価証券利息

(注2) 支払利息 = 借入金利息 + 債券利息 + 債券発行差金償却 - 債券前受収益雑益計上分

## 利益率

(単位：%)

	平成18年度	平成19年度
資本経常利益率 <sup>(注1)</sup>	0.02	0.00
総資産当期純利益率 <sup>(注2)</sup>	—	—
資本当期純利益率 <sup>(注1)</sup>	—	—

(注1) 資本経常(当期純)利益率 = 経常(当期純)利益 / 資本勘定(貸倒引当金を含む)平均残高 × 100

(注2) 総資産当期純利益率 = 当期純利益 / 総資産平均残高 × 100

## 事務経費率

(単位：%)

	平成18年度	平成19年度
事務経費率	0.38	0.41

(注) 事務経費率 =  $\frac{\text{事務費} + \text{業務委託費}}{\text{貸付金平均残高(社債平均残高を含み、貸付受入金平均残高を除く)}} \times 100$

## 借入金及び債券の明細(平成19年度)

### (1)借入金明細

(単位:億円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
財政融資資金借入金	26,760	6,085	7,240	25,605
産業投資借入金	—	4	—	4
短期借入金	—	13,740	13,740	—
合計	<b>26,760</b>	<b>19,829</b>	<b>20,980</b>	<b>25,609</b>

### (2)債券明細

(単位:億円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府保証債	16,720	500	2,700	14,520
国内債	15,350	500	2,700	13,150
国外債	1,370	—	—	1,370
政府引受債	6,851	—	2,232	4,619
財政融資資金	2,384	—	—	2,384
簡易生命保険資金	4,468	—	2,232	2,236
財投機関債	9,981	1,087	2,000	9,068
合計	<b>33,552</b>	<b>1,587</b>	<b>6,932</b>	<b>28,207</b>

## 総貸付金残高<sup>(注)</sup>

(単位:億円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
期首残高	75,940	75,000	70,584	64,556	58,143
平均残高	75,904	75,545	72,774	67,732	61,511

(注) 総貸付金残高には、社債を含みます。

## 貸付金残高の固定・変動金利別、残存期間別内訳<sup>(注1)</sup>

(単位:億円)

残存期間	平成18年度			平成19年度		
	貸付金残高 <sup>(注2)</sup>	うち固定金利	うち変動金利	貸付金残高	うち固定金利	うち変動金利
1年以下	7,175	7,175	—	6,639	6,639	—
1年超 3年以下	9,959	9,959	—	9,527	9,527	—
3年超 5年以下	16,112	16,112	—	14,211	14,211	—
5年超 7年以下	11,378	11,378	—	9,990	9,990	—
7年超 10年以下	8,635	8,635	—	7,549	7,549	—
10年超	11,297	11,297	—	10,227	10,227	—
合計	<b>64,556</b>	<b>64,556</b>	—	<b>58,143</b>	<b>58,143</b>	—

(注1) 本表は、中小公庫貸付金の残存期間別の残高につき集計したものです。

なお、中小公庫では、貸付期間1年以上の長期・固定金利貸出のみを行い、貸付期間1年未満の短期貸付及び変動金利貸付は取り扱っておりません。

(注2) 貸付金残高には、社債を含みます。

### 貸付金残高の用途別内訳

(単位: 億円、%)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
設備資金	35,774 (47.3)	36,614 (49.0)	36,323 (51.6)	34,567 (53.7)	32,178 (55.5)
運転資金	39,799 (52.7)	38,107 (51.0)	34,054 (48.4)	29,820 (46.3)	25,819 (44.5)
合計	<b>75,573</b> (100.0)	<b>74,721</b> (100.0)	<b>70,378</b> (100.0)	<b>64,386</b> (100.0)	<b>57,997</b> (100.0)

(注)・総貸付残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。

・貸付金残高には、社債を含みます。

・( )内は構成比です。

### 貸付金残高の業種別内訳

(単位: 億円、%)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
製造業	37,395 (49.5)	36,798 (49.2)	34,714 (49.3)	31,630 (49.1)	28,144 (48.4)
建設業	4,895 (6.5)	4,652 (6.2)	4,190 (6.0)	3,729 (5.8)	3,225 (5.5)
物品販売業	12,594 (16.7)	12,186 (16.3)	11,227 (15.9)	10,141 (15.8)	9,143 (15.9)
運輸・情報通信業	6,287 (8.3)	6,211 (8.3)	5,853 (8.3)	5,398 (8.4)	4,999 (8.6)
サービス業	7,188 (9.5)	7,443 (10.0)	7,303 (10.4)	6,987 (10.9)	6,592 (11.4)
その他	7,214 (9.5)	7,431 (10.0)	7,091 (10.1)	6,501 (10.1)	5,894 (10.2)
合計	<b>75,573</b> (100.0)	<b>74,721</b> (100.0)	<b>70,378</b> (100.0)	<b>64,386</b> (100.0)	<b>57,997</b> (100.0)

(注)・総貸付残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。

・貸付金残高には、社債を含みます。

・( )内は構成比です。



## 1店舗当たりの貸付金残高

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
1店舗当たり貸付金残高	105,830	95,316

(注) 貸付金残高には、社債を含みます。

## 保有有価証券の状況

### (1) 種類別平均残高

(単位：億円)

科 目	平成18年度	平成19年度
有価証券	306	165
うち国債	—	—

### (2) 残存期間別残高

(単位：億円)

科 目	平成18年度	平成19年度
有価証券(国債)	—	—
うち1年未満	—	—

## 保有有価証券の取得価額等

(単位：口、億円)

	平成18年度	平成19年度
短期国債保有	—口	—口
額面	—	—
取得価額	—	—
時価相当額	—	—
売戻条件付国債売買	—口	—口
額面	—	—
取得価額	—	—
時価相当額	—	—
合計	—口	—口
額面	—	—
取得価額	—	—
時価相当額	—	—

### 引当金明細(平成19年度)

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額 <sup>(注)</sup>	期末残高
貸倒引当金	11,770	16,803	11,770	16,803

(注) 当期減少額は、洗替による取崩額です。

### 貸付金償却額

(単位:百万円)

	平成18年度	平成19年度
貸付金償却額	64,194	62,884

### 有価証券償却額

(単位:百万円)

	平成18年度	平成19年度
有価証券償却額	66	140

# 証券化支援業務

## 平成19年度における証券化支援業務の概況

### 1 証券化支援業務・買取型

平成19年度は、418億円（1702社）の貸付債権を裏付資産とした証券化を実施しました。第1回は、平成19年6月の「地域金融機関 平成19年6月CLO」で、貸付債権元本総額は38億円（154社）、参加金融機関数は1機関でした。第2回は、平成19年9月の「地域金融機関 平成19年9月CLO」で、貸付債権元本総額は3億円（19社）、参加金融機関数は1機関でした。第3回は、平成19年9月の「地域金融機関CLO（シンセティック型）（株式会社こすもす2007）」で、貸付債権元本総額は74億円（309社）、参加金融機関数は12機関でした。第4回は、平成19年12月の「地域金融機関 平成19年12月CLO」で、貸付債権元本総額は6億円（27社）、参加金融機関数は1機関でした。第5回は、平成20年3月の「地域金融機関CLO（シンセティック型）（合同会社たんぼぼ2008）」で、貸付債権元本総額は295億円（1182社）、参加金融機関数は22機関でした。第6回は、平成20年3月の「地域金融機関 平成20年3月CLO」で、貸付債権元本総額は2億円（11社）、参加金融機関数は1機関でした。

キャッシュ方式（第1回、第2回、第4回、第6回にて実施）においては、中小公庫は複数の民間金融機関等から無担保貸付債権等を譲り受け証券化しますが、その際、中小公庫は無担保貸付債権等を信託譲渡して信託受益権とし、その優先部分を投資家へ販売、劣後部分の一部を中小公庫が取得し、残りを民間金融機関が取得しました。このようにして、中小公庫が平成19年度に取得した信託受益権の合計は302百万円です。

一方、シンセティック方式（第3回及び第5回にて実施）においては、中小公庫のコーディネートのもと、複数の民間金融機関等が実行した無担保貸付債権等を参照債務とした資産担保証券をSPCが発行し証券化しますが、その際、資産担保証券のうち優先部分を投資家へ販売、劣後部分を中小公庫が取得し、民間金融機関等は免責部分を負担しました。このようにして、中小公庫が平成19年度に取得した資産担保証券の合計は、2,211百万円です。

平成19年度の損益状況は、当期利益金347百万円を計上しました。

なお、当期利益金のうち、173百万円は中小企業金融公庫法第24条第2項及び中小企業金融公庫法施行規則第6条の規定により、積立金として積み立て、173百万円は同法第24条第5項の規定により、国庫に納付することとしました。

### 2 証券化支援業務・保証型

平成19年度は、平成19年12月の「第3回オリックスビジネスパートナーズCLO（中小公庫第6回保証型）」において、貸付債権元本総額31億円（96社）に対して22億円（貸付債権の7割）の保証を行いました。

保証型においては、証券化商品の投資家への販売を支援するため、必要に応じて中小公庫が証券化商品を保証することもあります。証券化商品の販売好調を受けて、証券化商品に対する保証の実績はありません。

平成19年度の損益状況は、当期損失金1,105百万円を計上しました。

なお、当期損失金1,105百万円は、中小企業金融公庫法第24条第3項の規定により、繰越欠損金として整理することとしました。

## 財務諸表

## 証券化支援買取業務勘定貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>(資産の部)</b>		
現金預け金	419	1,034
有価証券	22,794	25,005
国債	21,200	21,200
その他の証券	1,594	3,805
信託受益権	2,006	2,020
未収収益	37	36
未収信託受益権利息	3	5
未収受託手数料	30	23
未収有価証券利息	4	8
固定資産		
業務用固定資産	14	—
繰延勘定		
債券発行差金	0	0
<b>資産合計</b>	<b>25,271</b>	<b>28,096</b>
<b>(負債及び資本の部)</b>		
債券		
債券発行高	1,900	3,200
未払費用	32	28
未払債券利息	1	5
未払委託手数料	30	22
雑勘定	8	4
仮受金	0	1
未払金	8	4
<b>負債合計</b>	<b>1,940</b>	<b>3,232</b>
資本金		
産業投資出資金	23,258	24,476
積立金		
証券化支援買取業務積立金	10	42
当期利益金	63	347
<b>資本合計</b>	<b>23,331</b>	<b>24,864</b>
<b>負債・資本合計</b>	<b>25,271</b>	<b>28,096</b>

## 証券化支援買取業務勘定損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成18年度 <sup>(注1)</sup>	平成19年度 <sup>(注2)</sup>
<b>経常収益</b>	<b>538</b>	<b>915</b>
信託受益権利息	41	41
受託手数料	164	141
一般会計より受入	-	1
預け金利息	0	2
有価証券益		
有価証券利息	4	413
雑収入	329	318
労働保険料被保険者負担金	1	1
雑益	329	318
<b>経常費用</b>	<b>474</b>	<b>568</b>
借入金利息	2	0
債券利息	6	21
業務委託費	169	146
委託金融機関等手数料	169	145
調査委託費	0	1
事務費	120	150
債券発行諸費	177	250
償却費	0	1
固定資産減価償却費	0	1
債券発行差金償却	0	0
<b>経常利益</b>	<b>63</b>	<b>347</b>
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	-	0
<b>当期利益金</b>	<b>63</b>	<b>347</b>

(注1) 平成18年度損益計算書について

当期利益金63,455,657円のうち、31,727,828円は中小企業金融公庫法第24条第2項及び中小企業金融公庫法施行規則第6条の規定により、積立金として積み立て、31,727,829円は同法第24条第5項の規定により、国庫に納付することとします。

(注2) 平成19年度損益計算書について

当期利益金346,807,708円のうち、173,403,854円は中小企業金融公庫法第24条第2項及び中小企業金融公庫法施行規則第6条の規定により、積立金として積み立て、173,403,854円は同法第24条第5項の規定により、国庫に納付することとします。

### 重要な会計方針等(証券化支援買取業務勘定)

#### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっています。

#### 2 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っています。

#### 3 その他財務諸表作成のための重要な事項

##### (1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっています。

##### (2) 繰延勘定の処理方法

###### ①債券発行費

支出時に全額費用として処理しています。

###### ②債券発行差金

公庫の国庫納付金に関する政令第1条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均償還年限(3年間)で均等償却しています。

#### 4 重要な会計方針の変更

固定資産の減価償却方法については、法人税法の改正に伴い、本年度から、平成19年4月1日以降に取得した固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法とすることとしました。

## 証券化支援保証業務勘定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>(資産の部)</b>		
現金預け金	12,114	15,187
未収金		
その他未収金	0	0
雑勘定		
仮払金	9	9
固定資産		
業務用固定資産	14	-
求償権	1,534	3,035
保証債務見返	34,159	18,923
求償権償却引当金	△1,534	△ 3,035
<b>資産合計</b>	<b>46,296</b>	<b>34,119</b>
<b>(負債及び資本の部)</b>		
雑勘定		
仮受金	1	26
未経過保証料	675	314
保証債務	34,159	18,923
<b>負債合計</b>	<b>34,835</b>	<b>19,264</b>
資本金		
債務保証業務基金	12,000	16,500
繰越欠損金	-	△ 539
当期利益金	△539	△ 1,105
<b>資本合計</b>	<b>11,461</b>	<b>14,855</b>
<b>負債・資本合計</b>	<b>46,296</b>	<b>34,119</b>

## 証券化支援保証業務勘定損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成18年度 <sup>(注1)</sup>	平成19年度 <sup>(注2)</sup>
<b>経常収益</b>	<b>1,132</b>	<b>2,101</b>
保証料	573	475
一般会計より受入	-	1
預け金利息	47	86
雑収入	2	5
労働保険料被保険者負担金	1	1
雑益	1	5
求償権償却引当金戻入	302	1,534
責任準備金戻入		
証券化支援保証業務責任準備金戻入	208	-
<b>経常費用</b>	<b>1,671</b>	<b>3,206</b>
業務委託費	10	16
委託金融機関等手数料	10	15
調査委託費	0	1
事務費	127	155
償却費		
固定資産減価償却費	0	1
求償権償却引当金繰入	1,534	3,035
<b>経常利益</b>	<b>△ 539</b>	<b>△ 1,105</b>
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	-	0
<b>当期利益金</b>	<b>△ 539</b>	<b>△ 1,105</b>

(注1) 平成18年度損益計算書について

当期損失金539,323,244円は、中小企業金融公庫法第24条第3項の規定により、繰越欠損金として整理することとします。

(注2) 平成19年度損益計算書について

当期損失金1,105,333,073円は、中小企業金融公庫法第24条第3項の規定により、繰越欠損金として整理することとします。

## 重要な会計方針等(証券化支援保証業務勘定)

### 1 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っています。

### 2 引当金の計上基準

求償権償却引当金

求償権の貸倒れによる損失に備えるため、公庫の国庫納付金に関する政令第1条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、当該事業年度末求償権残高の1000 / 1000の範囲内で計上しており、本年度の計上率は1000.0 / 1000です。

### 3 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税の会計処理方法

税込方式によっています。

### 4 重要な会計方針の変更

固定資産の減価償却方法については、法人税法の改正に伴い、本年度から、平成19年4月1日以降に取得した固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法とすることとしました。

# 信用保険業務

## 平成19年度における信用保険業務の概況

### 1 中小企業信用保険・融資事業

平成19年度の保険引受実績は12兆8,654億円（前年度95.7%）、平成19年度末の保険引受残高は29兆7,397億円（前年度100.6%）となりました。平成19年度の信用保証協会に対する貸付実績は4,622億円（前年度99.8%）、平成19年度末の貸付残高は4,622億円（前年度99.8%）となりました。

平成19年度の損益状況は、当期損失金2,772億76百万円（中小企業信用保険事業に係る損失金2,786億76百万円と融資事業に係る利益金14億円との差額）を計上しました。

なお、当期損失金は、中小企業金融公庫法第24条第7項並びに中小企業金融公庫法施行令第1条の3第3項第1号及び第4項の規定により、融資基金から126億51百万円を中小企業信用保険準備基金に組み入れた後中小企業信用保険準備基金を減額して整理しました。

この結果、平成19年度損失処理後の中小企業信用保険準備基金はなくなり、融資基金の額は6,605億77百万円となります。

### 2 機械保険経過業務

平成19年度末の保険引受残高は7,512億円（前年度45.3%）となりました。

平成19年度の損益状況は、当期利益金14億46百万円を計上しました。

なお、当期利益金は、中小企業金融公庫法附則第13項の規定により、同勘定の積立金として整理しました。

### 3 破綻金融機関等関連特別保険等業務

平成19年度の保険引受実績は1億円（前年度実績なし）、平成19年度末の保険引受残高は4億円（前年度34.1%）となりました。

平成19年度の損益状況は、当期利益金1億71百万円を計上しました。

なお、当期利益金は、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第10条第2項の規定により、86百万円を同勘定の積立金として積み立て、残額86百万円を同条第6項の規定により、国庫に納付することとしました。



## 財務諸表

## 信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
(資産の部)		
貸付金		
信用保証協会長期貸付金	462,956	462,175
現金預け金	315,864	313,051
未収金		
その他未収金	2	0
固定資産		
業務用固定資産	1,884	1,861
<b>資産合計</b>	<b>780,705</b>	<b>777,087</b>
(負債及び資本の部)		
支払備金		
中小企業信用保険支払備金	95,953	116,510
<b>負債合計</b>	<b>95,953</b>	<b>116,510</b>
資本金	860,135	937,852
中小企業信用保険準備基金	186,908	264,625
融資基金	673,228	673,228
当期利益金	△ 175,383	△ 277,276
<b>資本合計</b>	<b>684,752</b>	<b>660,577</b>
<b>負債・資本合計</b>	<b>780,705</b>	<b>777,087</b>

信用保険等業務勘定中小企業信用保険事業損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度 <sup>(注1)</sup>	平成19年度 <sup>(注2)</sup>
<b>経常収益</b>	<b>446,946</b>	<b>427,488</b>
保険料		
中小企業信用保険保険料	162,281	165,433
回収金		
中小企業信用保険回収金	183,945	165,759
預け金利息	275	237
雑収入	169	107
労働保険料被保険者負担金	19	14
雑益	150	92
支払備金戻入		
中小企業信用保険支払備金戻入	100,277	95,953
<b>経常費用</b>	<b>622,819</b>	<b>706,180</b>
保険金		
中小企業信用保険保険金	518,391	580,560
業務委託費	597	588
委託金融機関等手数料	590	579
調査委託費	7	8
事務費	7,805	8,444
償却費		
固定資産減価償却費	73	78
支払備金繰入		
中小企業信用保険支払備金繰入	95,953	116,510
<b>経常利益</b>	<b>△175,873</b>	<b>△278,692</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	—	17
<b>特別損失</b>	<b>2</b>	<b>1</b>
固定資産売却損	—	0
固定資産除却損	2	1
<b>当期利益金</b>	<b>△175,875</b>	<b>△278,676</b>

## 信用保険等業務勘定融資事業損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度 <sup>(注1)</sup>	平成19年度 <sup>(注2)</sup>
<b>経常収益</b>	<b>696</b>	<b>1,608</b>
貸付金利息		
信用保証協会貸付金利息 (長期貸付金利息)	243	581
預け金利息	452	1,026
雑収入	1	1
労働保険料被保険者負担金	1	1
雑益	0	0
<b>経常費用</b>	<b>205</b>	<b>209</b>
業務委託費	26	25
委託金融機関等手数料	25	24
調査委託費	0	0
事務費	176	181
償却費		
固定資産減価償却費	3	3
<b>経常利益</b>	<b>492</b>	<b>1,399</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	-	1
<b>特別損失</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
固定資産売却損	-	0
固定資産除却損	0	0
<b>当期利益金</b>	<b>492</b>	<b>1,400</b>

(注1) 平成18年度損益計算書について

信用保険等業務勘定当期損失金175,382,916,705円(信用保険等業務勘定中小企業信用保険事業に係る損失金175,874,610,156円と信用保険等業務勘定融資事業に係る利益金491,693,451円との差額)は、中小企業金融公庫法第24条第7項及び中小企業金融公庫法施行令第1条の3第3項第1号の規定により、中小企業信用保険準備基金を減額して整理することとします。

(注2) 平成19年度損益計算書について

信用保険等業務勘定当期損失金277,275,689,303円(信用保険等業務勘定中小企業信用保険事業に係る損失金278,675,646,925円と信用保険等業務勘定融資事業に係る利益金1,399,957,622円との差額)は、中小企業金融公庫法第24条第7項並びに中小企業金融公庫法施行令第1条の3第3項第1号及び第4項の規定により、融資基金から12,650,882,813円を中小企業信用保険準備基金に組み入れた後中小企業信用保険準備基金を減額して整理することとします。

### 重要な会計方針等(信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業)

#### 1 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っています。なお、減価償却累計額は次のとおりです。

固定資産      1,256,480,944円

#### 2 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税の会計処理方法

税込方式によっています。

#### 3 重要な会計方針の変更

固定資産の減価償却方法については、法人税法の改正に伴い、本年度から、平成19年4月1日以降に取得した固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法とすることとしました。

## 機械保険経過業務勘定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>(資産の部)</b>		
現金預け金	14,923	14,132
未収金	2	9
未収回収金	2	9
未収過剰金	0	0
その他未収金	0	0
固定資産		
業務用固定資産	265	253
<b>資産合計</b>	<b>15,191</b>	<b>14,394</b>
<b>(負債及び資本の部)</b>		
支払備金		
機械保険経過業務支払備金	1,745	1,186
未経過保険料	2,891	1,206
<b>負債合計</b>	<b>4,635</b>	<b>2,392</b>
資本金		
機械保険経過業務運営基金	2,421	2,421
積立金		
機械保険経過業務積立金	6,152	8,134
当期利益金	1,982	1,446
<b>資本合計</b>	<b>10,555</b>	<b>12,001</b>
<b>負債・資本合計</b>	<b>15,191</b>	<b>14,394</b>

## 機械保険経過業務勘定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度 <sup>(注1)</sup>	平成19年度 <sup>(注2)</sup>
<b>経常収益</b>	<b>11,688</b>	<b>6,391</b>
保険料		
機械保険経過業務保険料	14	7
回収金		
機械保険経過業務回収金	2,503	1,656
預け金利息	38	83
雑収入	97	9
受入雑利息	1	0
労働保険料被保険者負担金	4	2
過剰金	59	3
延滞金	0	0
雑益	32	4
支払備金戻入		
機械保険経過業務支払備金戻入	3,196	1,745
未経過保険料戻入	5,839	2,891
<b>経常費用</b>	<b>9,706</b>	<b>4,950</b>
保険金		
機械保険経過業務保険金	4,010	1,776
業務委託費	132	92
委託金融機関等手数料	130	90
調査委託費	2	1
事務費	910	671
償却費		
固定資産減価償却費	19	19
支払備金繰入		
機械保険経過業務支払備金繰入	1,745	1,186
未経過保険料繰入	2,891	1,206
<b>経常利益</b>	<b>1,982</b>	<b>1,441</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	-	6
<b>特別損失</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
固定資産売却損	-	0
固定資産除却損	0	0
<b>当期利益金</b>	<b>1,982</b>	<b>1,446</b>

(注1) 平成18年度損益計算書について

当期利益金1,981,785,945円は、中小企業金融公庫法附則第13項の規定により、積立金として整理することとします。

(注2) 平成19年度損益計算書について

当期利益金1,446,155,749円は、中小企業金融公庫法附則第13項の規定により、積立金として整理することとします。

## 重要な会計方針等(機械保険経過業務勘定)

### 1 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っています。なお、減価償却累計額は次のとおりです。

固定資産 203,312,115円

### 2 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税の会計処理方法

税込方式によっています。

### 3 重要な会計方針の変更

固定資産の減価償却方法については、法人税法の改正に伴い、本年度から、平成19年4月1日以降に取得した固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法とすることとしました。

破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>(資産の部)</b>		
現金預け金	71,744	71,888
未収金		
その他未収金	0	0
固定資産		
業務用固定資産	12	13
<b>資産合計</b>	<b>71,757</b>	<b>71,901</b>
<b>(負債及び資本の部)</b>		
責任準備金		
破綻金融機関等関連特別保険等責任準備金	20	7
<b>負債合計</b>	<b>20</b>	<b>7</b>
資本金		
破綻金融機関等関連特別保険等準備基金	71,679	71,679
積立金		
破綻金融機関等関連特別保険等積立金	29	43
当期利益金	29	171
<b>資本合計</b>	<b>71,737</b>	<b>71,894</b>
<b>負債・資本合計</b>	<b>71,757</b>	<b>71,901</b>

破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成18年度 <sup>(注1)</sup>	平成19年度 <sup>(注2)</sup>
<b>経常収益</b>	<b>315</b>	<b>512</b>
保険料		
破綻金融機関等関連特別保険等保険料	4	1
回収金		
破綻金融機関等関連特別保険等回収金	16	14
預け金利息	254	477
雑収入	1	1
労働保険料被保険者負担金	1	0
雑益	0	0
責任準備金戻入		
破綻金融機関等関連特別保険等責任準備金戻入	41	20
<b>経常費用</b>	<b>286</b>	<b>341</b>
保険金		
破綻金融機関等関連特別保険等保険金	100	171
業務委託費	21	20
委託金融機関等手数料	21	19
調査委託費	0	0
事務費	144	143
償却費		
固定資産減価償却費	1	1
責任準備金繰入		
破綻金融機関等関連特別保険等責任準備金繰入	20	7
<b>経常利益</b>	<b>29</b>	<b>171</b>
<b>特別損失</b>	<b>—</b>	<b>0</b>
固定資産売却損	—	0
固定資産除却損	—	0
<b>当期利益金</b>	<b>29</b>	<b>171</b>

(注1) 平成18年度損益計算書について

当期利益金28,914,131円のうち、14,457,065円は破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第10条第2項の規定により、積立金として積み立て、14,457,066円は同条第6項の規定により、国庫に納付することとします。

(注2) 平成19年度損益計算書について

当期利益金171,483,022円のうち、85,741,511円は破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第10条第2項の規定により、積立金として積み立て、85,741,511円は同条第6項の規定により、国庫に納付することとします。



## 重要な会計方針等(破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定)

### 1 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っています。なお、減価償却累計額は次のとおりです。

固定資産 4,507,303円

### 2 引当金等の計上基準

破綻金融機関等関連特別保険等責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法施行令第4条において準用する公庫の国庫納付金に関する政令第1条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末保険価額の残高に係る保険金額の20 / 1000の範囲内で計上しています。

### 3 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税の会計処理方法

税込方式によっています。

### 4 重要な会計方針の変更

固定資産の減価償却方法については、法人税法の改正に伴い、本年度から、平成19年4月1日以降に取得した固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法とすることとしました。

# 財務の状況

## 保険収支(中小企業信用保険)

(単位:百万円)

科 目	平成15年度	平成16年度(4~6月)	平成16年度(7~3月) <sup>(注)</sup>	平成17年度	平成18年度	平成19年度
保 険 料	136,005	35,208	112,475	152,788	162,281	165,433
回 収 金	224,506	56,097	162,927	204,902	183,945	165,759
保 険 金	792,960	166,384	456,347	525,324	518,391	580,560
収 支 差	△ 432,449	△ 75,079	△ 180,945	△ 167,634	△ 172,165	△ 249,368

(注) 平成16年度(4~6月)までは旧中小企業総合事業団の実績、平成16年度(7~3月)からは中小公庫の実績です。

## 保険収支(機械類信用保険)

(単位:百万円)

科 目	平成15年度	平成16年度(4~6月)	平成16年度(7~3月) <sup>(注)</sup>	平成17年度	平成18年度	平成19年度
保 険 料	2,114	35	28	26	14	7
回 収 金	2,982	801	2,319	2,660	2,503	1,656
保 険 金	15,347	2,138	6,342	6,238	4,010	1,776
収 支 差	△ 10,251	△ 1,302	△ 3,995	△ 3,552	△ 1,492	△ 113

(注) 平成16年度(4~6月)までは旧中小企業総合事業団の実績、平成16年度(7~3月)からは中小公庫の実績です。

## 保険収支(破綻金融機関等関連特別保険等)

(単位:百万円)

科 目	平成15年度	平成16年度(4~6月)	平成16年度(7~3月) <sup>(注)</sup>	平成17年度	平成18年度	平成19年度
保 険 料	21	2	10	7	4	1
回 収 金	24	2	1	3	16	14
保 険 金	74	—	36	36	100	171
収 支 差	△ 29	4	△ 25	△ 27	△ 80	△ 155

(注) 平成16年度(4~6月)までは旧中小企業総合事業団の実績、平成16年度(7~3月)からは中小公庫の実績です。

## 総括

### 行政コスト計算財務書類(概要)

中小公庫は、国から出資を受けている政府関係機関、いわゆる特殊法人としての性格に鑑み、「報告書民間企業と同様の会計処理による財務諸表の作成と行政コストの開示」（平成13年6月 財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会）に基づき、行政コスト計算財務書類を作成し、公表しています。

行政コスト計算財務書類とは、特殊法人について、説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類とされています。個々の特殊法人等の特性を捨象し、特殊法人が民間企業として活動を行っていると仮定して企業会計原則に準拠した民間企業仮定財務諸表を作成するとともに、政府出資金等国の財政措置についても、これによる機会費用を認識したうえで、行政コストを算出しています。

「行政コスト」＝「民間企業仮定損益計算書上の費用」－「自己収入」<sup>(注)</sup>＋「政府出資等国の財政措置に係る機会費用」

(注) 一般会計からの補給金等を除く収益

## I 平成19年度行政コスト計算書

	融資勘定	証券化支援 買取業務勘定	証券化支援 保証業務勘定
<b>I 業務費用(A)</b>	<b>△ 14,138</b>	<b>△ 147</b>	<b>624</b>
仮定損益計算書上の費用			
資金調達費用	60,220	21	-
保険引受費用	-	-	-
その他業務費用	696	250	-
営業経費	25,914	299	174
その他経常費用	12,507	176	1,019
特別損失	24	0	0
(控除)業務収益			
資金運用収益	△ 112,351	△ 97	-
保険引受収益	-	-	-
その他業務収益	△ 479	△ 457	△ 475
その他経常収益	△ 608	△ 338	△ 93
特別利益	△ 60	-	-
<b>II 機会費用(B)</b>	<b>6,038</b>	<b>312</b>	<b>210</b>
政府出資等の機会費用	6,036	312	210
公務員からの出向職員に係る 退職給付引当金増加額	2	0	0
<b>III 行政コスト(A+B)</b>	<b>△ 8,099</b>	<b>165</b>	<b>834</b>

## 平成18年度行政コスト計算書

	融資勘定	証券化支援 買取業務勘定	証券化支援 保証業務勘定
<b>I 業務費用(A)</b>	<b>12,314</b>	<b>115</b>	<b>2,426</b>
仮定損益計算書上の費用			
資金調達費用	64,740	8	-
保険引受費用	-	-	-
その他業務費用	1,204	177	-
営業経費	26,578	293	141
その他経常費用	37,463	183	2,908
特別損失	36	-	-
(控除)業務収益			
資金運用収益	△ 116,788	△ 44	-
保険引受収益	-	-	-
その他業務収益	△ 113	△ 492	△ 573
その他経常収益	△ 472	△ 10	△ 50
特別利益	△ 335	-	-
<b>II 機会費用(B)</b>	<b>7,663</b>	<b>384</b>	<b>198</b>
政府出資等の機会費用	7,662	384	198
公務員からの出向職員に係る 退職給付引当金増加額	1	0	0
<b>III 行政コスト(A+B)</b>	<b>19,976</b>	<b>498</b>	<b>2,624</b>

(單位：百万円)

	信用保険等業務勘定 中小企業信用保険・融資事業	機械保険経過業務勘定	破綻金融機関等関連 特別保険等特別勘定	合 計
	552,911	△ 2,837	△ 299	536,114
	—	—	—	60,241
	876,722	1,774	171	878,666
	—	—	—	945
	5,155	672	151	32,366
	—	0	—	13,701
	66	18	1	109
	△ 1,947	△ 86	△ 479	△ 114,960
	△ 327,038	△ 4,883	△ 142	△ 332,064
	—	—	—	△ 1,412
	△ 22	△ 7	△ 1	△ 1,069
	△ 23	△ 326	—	△ 409
	11,959	31	914	19,464
	11,958	31	914	19,461
	1	0	0	3
	564,870	△ 2,806	615	555,578

(單位：百万円)

	信用保険等業務勘定 中小企業信用保険・融資事業	機械保険経過業務勘定	破綻金融機関等関連 特別保険等特別勘定	合 計
	141,180	△ 2,648	△ 146	153,240
	—	—	—	64,747
	518,249	3,979	100	522,329
	—	—	—	1,381
	4,935	949	159	33,057
	—	0	—	40,554
	2	1	—	39
	△ 1,009	△ 39	△ 253	△ 118,133
	△ 380,969	△ 7,383	△ 152	△ 388,504
	—	—	—	△ 1,178
	△ 29	△ 66	△ 1	△ 629
	—	△ 89	—	△ 424
	14,193	40	1,183	23,661
	14,192	40	1,183	23,658
	1	0	0	3
	155,373	△ 2,608	1,037	176,901

## Ⅱ 民間企業仮定貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>(資産の部)</b>		
現金預け金	495,242	471,911
有価証券	44,899	45,485
貸付金	6,879,885	6,245,706
その他資産	11,568	10,062
有形固定資産	24,561	24,099
無形固定資産	599	967
支払承諾見返	34,159	18,923
貸倒引当金	△ 355,697	△ 306,374
<b>資産の部合計</b>	<b>7,135,215</b>	<b>6,510,781</b>
<b>(負債の部)</b>		
借入金	2,675,970	2,560,867
債券	3,355,049	2,822,230
保険契約準備金	329,866	622,765
その他負債	47,557	19,586
賞与引当金	1,580	1,530
退職給付引当金	39,246	39,266
支払承諾	34,159	18,923
<b>負債の部合計</b>	<b>6,483,426</b>	<b>6,085,168</b>
<b>(純資産の部)</b>		
資本金	1,433,829	1,526,364
政府出資金	1,433,829	1,526,364
利益剰余金	△ 782,040	△ 1,100,751
その他利益剰余金	△ 782,040	△ 1,100,751
積立金	6,191	8,219
繰越利益剰余金	△ 788,231	△ 1,108,970
<b>純資産の部合計</b>	<b>651,789</b>	<b>425,613</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>7,135,215</b>	<b>6,510,781</b>

### Ⅲ 民間企業仮定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>経常収益</b>	<b>552,665</b>	<b>488,224</b>
資金運用収益	117,076	113,030
貸付金利息	116,222	112,380
有価証券利息配当金	593	507
信託受益権利息	55	—
その他の受入利息	206	142
保険引受収益	388,504	328,716
正味収入保険料	158,703	161,387
正味収入回収金	186,354	167,329
保険契約準備金戻入額	43,447	—
その他業務収益	1,178	1,412
政府補給金収入	44,229	42,067
その他経常収益	1,678	3,000
<b>経常費用</b>	<b>661,972</b>	<b>982,254</b>
資金調達費用	64,747	60,241
保険引受費用	522,329	875,319
正味支払保険金	522,329	582,419
保険契約準備金繰入額	—	292,900
その他業務費用	1,381	945
営業経費	32,960	32,048
その他経常費用	40,554	13,701
貸倒引当金繰入	40,554	13,701
<b>経常利益</b>	<b>△ 109,307</b>	<b>△ 494,030</b>
<b>特別利益</b>	<b>335</b>	<b>91</b>
<b>特別損失</b>	<b>39</b>	<b>109</b>
<b>当期純利益</b>	<b>△ 109,011</b>	<b>△ 494,048</b>

## IV キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>I 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
貸付金回収による収入	2,018,896	1,946,647
貸付による支出	△ 1,514,357	△ 1,414,228
社債償還による収入	14,239	9,192
社債取得による支出	△ 50	△ 50
有価証券の取得による支出	△ 1,594	△ 2,211
信託受益権譲渡による収入	16,212	-
有価証券譲渡による収入	-	38,234
信託受益権回収による収入	298	-
有価証券回収による収入	-	671
買取債権による支出	△ 8,309	△ 4,906
借入金の借入による収入	1,054,300	1,988,307
債券の発行による収入	209,951	159,816
借入金の返済による支出	△ 1,034,340	△ 2,103,410
債券の償還による支出	△ 807,800	△ 693,200
貸付金利息収入	117,176	113,077
信託受益権利息収入	63	-
有価証券利息収入	-	148
借入金利息支出	△ 15,669	△ 21,215
債券利息支出	△ 49,777	△ 40,276
債券発行費支出	△ 484	△ 354
保険料の収入	158,703	161,387
回収金の収入	186,354	167,322
保険金の支出	△ 522,329	△ 582,419
補給金収入	44,229	42,067
人件費支出	△ 21,864	△ 21,029
業務委託費支出	△ 1,632	△ 1,538
その他利息収入	1,130	2,546
その他業務収入	4,325	1,561
その他事務費支出	△ 8,580	△ 8,540
その他業務支出	△ 2,149	△ 27,788
<b>業務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 163,058</b>	<b>△ 290,190</b>
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
預け金の純増加額(純減少額)	28,200	△ 222,400
有価証券の取得による支出	△ 21,200	-
有形固定資産の取得による支出	△ 1,227	△ 351
有形固定資産の売却による収入	3	35
無形固定資産の取得による支出	-	△ 680
その他資産の取得による支出	△ 35	△ 80
その他資産の売却による収入	49	64
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>5,790</b>	<b>△ 223,413</b>
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
一般会計出資金の受入による収入	96,000	266,700
産業投資出資金の受入による収入	22,317	1,218
国庫納付による支出額	△ 39	△ 46
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>118,278</b>	<b>267,872</b>
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>V 現金及び現金同等物の増加額</b>	<b>△ 38,989</b>	<b>△ 245,731</b>
<b>VI 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>450,211</b>	<b>411,222</b>
<b>VII 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>411,222</b>	<b>165,491</b>



## V 平成19年度民間企業仮定株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計	純資産合計	
	資 本 金	利益剰余金		株主資本合計			純資産合計
	政府出資金	その他利益剰余金					
		積 立 金	繰越利益剰余金				
前期末残高	1,433,829	6,191	△ 788,231	651,789	651,789		
当期変動額							
政府出資金の受入	267,918	-	-	267,918	267,918		
積立金の積立て	-	2,028	△ 2,028	-	-		
国庫へ納付	-	-	△ 46	△ 46	△ 46		
政府出資金の取崩し	△ 175,383	-	175,383	-	-		
当期純利益	-	-	△ 494,048	△ 494,048	△ 494,048		
当期変動額合計	92,535	2,028	△ 320,739	△ 226,176	△ 226,176		
当期末残高	1,526,364	8,219	△ 1,108,970	425,613	425,613		

(注) 積立金の積立て、国庫へ納付及び政府出資金の取崩しについては民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第18条第1項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

## 平成18年度民間企業仮定株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計	純資産合計		
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金				株主資本合計	純資産合計
	政府出資金	その他資本剰余金	その他利益剰余金					
			積 立 金	繰越利益剰余金				
前期末残高	1,479,052	142,926	3,952	△ 983,408	642,522	642,522		
当期変動額								
政府出資金の受入	118,317	-	-	-	118,317	118,317		
積立金の積立て	-	-	2,239	△ 2,239	-	-		
国庫へ納付	-	-	-	△ 39	△ 39	△ 39		
政府出資金の取崩し	△ 163,540	-	-	163,540	-	-		
資本剰余金の取崩し	-	△ 142,926	-	142,926	-	-		
当期純利益	-	-	-	△ 109,011	△ 109,011	△ 109,011		
当期変動額合計	△ 45,223	△ 142,926	2,239	195,177	9,267	9,267		
当期末残高	1,433,829	-	6,191	△ 788,231	651,789	651,789		

(注) 積立金の積立て、国庫へ納付及び政府出資金の取崩しについては民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第18条第1項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

1.有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

2.棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当ありません。

3.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2)無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

4.外貨建資産・負債の換算基準

該当ありません。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、金融庁作成の「預金等受入金金融機関に係る検査マニュアルについて」(平成11年7月1日金検第177号、平成19年2月16日最終改正)に定める基準に準じ、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の倒産確率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2)退職給付引当金

退職給付引当金は、役員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

過去勤務債務については、発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により、損益処理しております。

数理計算上の差異については、発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により、翌年度から損益処理しております。

退職給付引当金に関する事項は以下のとおりであります。

①採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

②退職給付債務に関する事項

(単位:百万円)

区 分	平成20年3月31日現在
退職給付債務(A)	△ 64,034
年金資産(B)	19,082
未積立退職給付債務(C)=(A)+(B)	△ 44,951
未認識数理計算上の差異(D)	6,247
未認識過去勤務債務(E)	△ 562
貸借対照表計上額純額(F)=(C)+(D)+(E)	△ 39,266
前払年金費用(G)	0
退職給付引当金(F)-(G)	△ 39,266

③退職給付費用に関する事項

(単位:百万円)

区 分	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
勤務費用	1,951
利息費用	1,281
期待運用収益	△ 1,143
数理計算上の差異の費用処理額	713
過去勤務債務の費用処理額	△ 112
その他(臨時に支払った割増退職金等)	0
退職給付費用	2,690

④退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区 分	平成20年3月31日現在
(1)割引率	2.0%
(2)期待運用収益率	5.2%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務債務の処理年数	10年 (発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、損益処理しております。)
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年 (発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌年度から損益処理しております。)

(3)賞与引当金

賞与引当金は、役員及び職員に対して支給する期末手当及び奨励手当の支出に充てるため、翌期賞与支給見込額のうち当期対応分を計上しております。

6.その他重要な事項

(1)消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

## (2)繰延資産の処理方法

債券発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

## (3)保証債務の金額

民間企業仮定貸借対照表上「支払承諾」として計上されております。

## (4)収益・費用の計上基準

企業会計原則が規定する通常の計上基準と異なる基準を採用している収益・費用はありません。

## (5)各特殊法人等個別の事項

### ①保険契約準備金

保険契約準備金は、次の各号に掲げる金額の合計額を積み立てております。

#### 一 責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額

#### 二 支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生を報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から、支払保険金に係る回収金の将来回収見込額を控除した金額

### ②未貸付額

未貸付額は、当公庫が貸付契約締結時に、当該担保設定が未了である等のため、貸付金の一部又は全額を借入者に資金交付していないことによる当該貸付資金の未交付額を計上しております。

## 7.キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、「手許現金、随時引き出し可能な預け金」及び「売戻し条件付現先（買現先勘定）」であります。

現金及び現金同等物の期末残高と民間企業仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は以下のとおりであります。

### 平成20年3月31日現在

現金預け金	471,911百万円
満期が3ヶ月超の預け金	△306,420百万円
現金及び現金同等物	165,491百万円

## 8.機会費用の計上基準

### (1)国有財産の無償使用に係る機会費用の算出方法

該当ありません。

### (2)政府出資に係る機会費用

政府出資金期末残高に、10年もの国債の期末日利回り（第290回債平成20年3月31日付利回り1.275%）を乗じて得られる額を計上しております。

### (3)通常よりも有利な条件による資金調達に係る機会費用の算出に用いた利子率

該当ありません。

### (4)公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

5人

### (5)その他の機会費用の算出方法

該当ありません。

## 9.行政コスト計算財務書類を作成する日までに発生した重要な後発事象

該当ありません。

## 10.重要な会計方針の変更

### (1)固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却方法については、法人税法の改正に伴い、当期から、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法としております。

### (2)金融商品に関する会計基準

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

## 11.追加情報

### (1)減損損失

以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額
遊休	建物	兵庫県	4百万円
	計		4百万円

（経緯）

上記について、現在は遊休資産としております。今後は処分を予定しており、回収可能価額と帳簿価額に著しい乖離があることから、減損損失を認識しました。

#### （グルーピングの方法）

全体をひとつの資産グループとし、遊休資産については個々の物件単位でグルーピングをしております。

#### （回収可能価額の算定方法）

正味売却価額、不動産鑑定評価基準

### (2)保険契約準備金

保険契約準備金は、将来の保険金支払いに十分に対応するため、より適切な算定と認められる見積方法への変更を行いました。この結果、保険契約準備金は、従来の方法に比較して283,797百万円増加し、当期純損失が283,797百万円増加しております。

1.有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

2.棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当ありません。

3.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2)無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

4.外貨建資産・負債の換算基準

該当ありません。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、金融庁作成の「預金等受入金金融機関に係る検査マニュアルについて」(平成11年7月1日金検第177号、平成19年2月16日最終改正)に定める基準に準じ、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の倒産確率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2)退職給付引当金

退職給付引当金は、役員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

過去勤務債務については、発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により、損益処理しております。

数理計算上の差異については、発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により、翌年度から損益処理しております。

退職給付引当金に関する事項は以下のとおりであります。

①採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

②退職給付債務に関する事項

(単位:百万円)

区 分	平成19年3月31日現在
退職給付債務(A)	△ 64,086
年金資産(B)	21,976
未積立退職給付債務(C)=(A)+(B)	△ 42,111
未認識数理計算上の差異(D)	3,539
未認識過去勤務債務(E)	△ 675
貸借対照表計上額純額(F)=(C)+(D)+(E)	△ 39,246
前払年金費用(G)	0
退職給付引当金(F)-(G)	△ 39,246

③退職給付費用に関する事項

(単位:百万円)

区 分	自平成18年4月1日 至平成19年3月31日
勤務費用	2,002
利息費用	1,295
期待運用収益	△ 1,110
数理計算上の差異の費用処理額	762
過去勤務債務の費用処理額	△ 112
その他(臨時に支払った割増退職金等)	0
退職給付費用	2,837

④退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区 分	平成19年3月31日現在
(1)割引率	2.0%
(2)期待運用収益率	5.2%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務債務の処理年数	10年 (発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、損益処理しております。)
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年 (発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌年度から損益処理しております。)

(3)賞与引当金

賞与引当金は、役員及び職員に対して支給する期末手当及び奨励手当の支出に充てるため、翌期賞与支給見込額のうち当期対応分を計上しております。

6.その他重要な事項

(1)消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

## (2)繰延資産の処理方法

債券発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

## (3)保証債務の金額

民間企業仮定貸借対照表上「支払承諾」として計上されております。

## (4)収益・費用の計上基準

企業会計原則が規定する通常の計上基準と異なる基準を採用している収益・費用はありません。

## (5)各特殊法人等個別の事項

### ①保険契約準備金

保険契約準備金は、責任準備金及び支払備金より構成されております。

#### ア. 責任準備金

信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定

数理計算に基づき、将来発生する保険金支払見込額を計上しております。

機械保険経過業務勘定

数理計算に基づき、収支相償となる保険料水準によって算定した未経過保険料の額を計上しております。

#### イ. 支払備金

支払の請求又は保険事故の発生の通知を受けているものに係る保険金の総額から、支払保険金に係る回収金の将来回収見込額を控除した額を計上しております。

### ②未貸付額

未貸付額は、当公庫が貸付契約締結時に、当該担保設定が未了である等のため、貸付金の一部又は全額を借入者に資金交付していないことによる当該貸付資金の未交付額を計上しております。

## 7.キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、「手許現金、随時引き出し可能な預け金」及び「売戻し条件付現先（買現先勘定）」であります。

現金及び現金同等物の期末残高と民間企業仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は以下のとおりであります。

### 平成19年3月31日現在

現金預け金	495,242百万円
満期が3ヶ月超の預け金	△84,020百万円
現金及び現金同等物	411,222百万円

## 8.機会費用の計上基準

### (1)国有財産の無償使用に係る機会費用の算出方法

該当ありません。

### (2)政府出資に係る機会費用

政府出資金期末残高に、10年もの国債の期末日利回り（第285回債平成19年3月30日付利回り1.650%）を乗じて得られる額を計上しております。

### (3)通常よりも有利な条件による資金調達に係る機会費用の算出に用いた利子率

該当ありません。

### (4)公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

6人

### (5)その他の機会費用の算出方法

該当ありません。

## 9.行政コスト計算財務書類を作成する日までに発生した重要な後発事象

該当ありません。

## 10.重要な会計方針の変更

### (1)金融商品に関する会計基準

債券発行差金は従来、資産として計上し、債券の償還期間にわたり均等償却を行っておりましたが、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成18年8月11日）が一部改正され、改正会計基準の公表日以後に終了する事業年度から適用することになったことに伴い、当期から改正会計基準を適用し、債券は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の債券発行差金は2,396百万円、「その他負債」中の前受収益は317百万円、及び「債券」は2,080百万円、それぞれ減少しております。

### (2)貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を当期から適用しております。

当期末における従来の「資本の部」に相当する金額は、651,789百万円であります。

## 融資業務

## 融資勘定民間企業仮定貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
(資産の部)		
現金預け金	80,177	56,619
有価証券	22,107	18,483
貸付金	6,416,929	5,783,531
その他資産	7,922	6,798
有形固定資産	22,380	21,974
無形固定資産	506	848
貸倒引当金	△ 351,686	△ 301,168
<b>資産の部合計</b>	<b>6,198,336</b>	<b>5,587,086</b>
(負債の部)		
借入金	2,675,970	2,560,867
債券	3,353,150	2,819,030
その他負債	46,829	19,199
賞与引当金	1,277	1,236
退職給付引当金	30,708	31,050
<b>負債の部合計</b>	<b>6,107,934</b>	<b>5,431,382</b>
(純資産の部)		
資本金	464,335	473,435
政府出資金	464,335	473,435
利益剰余金	△ 373,933	△ 317,731
その他利益剰余金	△ 373,933	△ 317,731
繰越利益剰余金	△ 373,933	△ 317,731
<b>純資産の部合計</b>	<b>90,402</b>	<b>155,704</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>6,198,336</b>	<b>5,587,086</b>

## 融資勘定民間企業仮定損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>経常収益</b>	<b>161,601</b>	<b>155,503</b>
資金運用収益	116,788	112,351
貸付金利息	115,979	111,799
信託受益権利息	14	-
有価証券利息配当金	590	410
その他業務収益	113	479
政府補給金収入	44,229	42,065
その他経常収益	472	608
<b>経常費用</b>	<b>129,985</b>	<b>99,337</b>
資金調達費用	64,740	60,220
その他業務費用	1,204	696
営業経費	26,578	25,914
その他経常費用	37,463	12,507
貸倒引当金繰入	37,463	12,507
<b>経常利益</b>	<b>31,617</b>	<b>56,166</b>
<b>特別利益</b>	<b>335</b>	<b>60</b>
<b>特別損失</b>	<b>36</b>	<b>24</b>
<b>当期純利益</b>	<b>31,916</b>	<b>56,202</b>

## 融資勘定キャッシュ・フロー計算書

(単位: 百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>I 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
貸付金回収による収入	1,542,504	1,483,691
貸付による支出	△ 1,051,401	△ 952,053
社債償還による収入	14,239	9,192
社債取得による支出	△ 50	△ 50
信託受益権譲渡による収入	8,607	-
有価証券譲渡による収入	-	33,630
信託受益権回収による収入	24	-
有価証券回収による収入	-	383
借入金の借入による収入	1,045,000	1,982,907
債券の発行による収入	208,151	158,516
借入金の返済による支出	△ 1,024,440	△ 2,098,010
債券の償還による支出	△ 807,800	△ 693,200
貸付金利息収入	116,933	112,496
信託受益権利息収入	9	-
有価証券利息収入	-	57
借入金利息支出	△ 15,667	△ 21,214
債券利息支出	△ 49,773	△ 40,260
債券発行費支出	△ 480	△ 352
補給金収入(一般会計)	44,210	42,047
(特別会計)	19	18
人件費支出	△ 17,577	△ 16,863
業務委託費支出	△ 667	△ 650
その他利息収入	63	279
その他業務収入	3,431	875
その他事務費支出	△ 7,289	△ 7,230
その他業務支出	△ 724	△ 25,989
<b>業務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>7,322</b>	<b>△ 31,779</b>
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△ 1,111	△ 300
有形固定資産の売却による収入	3	-
無形固定資産の取得による支出	-	△ 564
その他資産の取得による支出	△ 35	△ 79
その他資産の売却による収入	49	64
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 1,094</b>	<b>△ 880</b>
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
一般会計出資金の受入による収入	-	9,100
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>-</b>	<b>9,100</b>
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>V 現金及び現金同等物の増加額</b>	<b>6,229</b>	<b>△ 23,558</b>
<b>VI 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>73,948</b>	<b>80,177</b>
<b>VII 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>80,177</b>	<b>56,619</b>

## 平成19年度融資勘定民間企業仮定株主資本等変動計算書

(単位: 百万円)

	株 主 資 本			純資産合計
	資 本 金	利益剰余金	株主資本合計	
	政府出資金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
前期末残高	464,335	△ 373,933	90,402	90,402
当期変動額				
政府出資金の受入	9,100	0	9,100	9,100
当期純利益	-	56,202	56,202	56,202
当期変動額合計	9,100	56,202	65,302	65,302
当期末残高	473,435	△ 317,731	155,704	155,704

## 平成18年度融資勘定民間企業仮定株主資本等変動計算書

(単位: 百万円)

	株 主 資 本			純資産合計
	資 本 金	利益剰余金	株主資本合計	
	政府出資金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
前期末残高	464,335	△ 405,849	58,486	58,486
当期変動額				
当期純利益	-	31,916	31,916	31,916
当期変動額合計	-	31,916	31,916	31,916
当期末残高	464,335	△ 373,933	90,402	90,402

## 証券化支援業務

## 証券化支援買取業務勘定民間企業仮定貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>(資産の部)</b>		
現金預け金	419	1,034
有価証券	22,792	27,002
その他資産	2,054	47
信託受益権	2,006	—
有形固定資産	14	—
無形固定資産	4	6
貸倒引当金	△ 270	△ 445
<b>資産の部合計</b>	<b>25,014</b>	<b>27,644</b>
<b>(負債の部)</b>		
債券	1,900	3,200
その他負債	40	32
賞与引当金	6	8
退職給付引当金	124	126
<b>負債の部合計</b>	<b>2,070</b>	<b>3,367</b>
<b>(純資産の部)</b>		
資本金	23,258	24,476
政府出資金	23,258	24,476
利益剰余金	△ 314	△ 198
その他利益剰余金	△ 314	△ 198
積立金	10	42
繰越利益剰余金	△ 324	△ 240
<b>純資産の部合計</b>	<b>22,944</b>	<b>24,278</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>25,014</b>	<b>27,644</b>

## 証券化支援買取業務勘定民間企業仮定損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>経常収益</b>	<b>547</b>	<b>893</b>
資金運用収益	44	97
信託受益権利息	41	—
有価証券利息配当金	4	97
その他業務収益	492	457
政府補給金収入	—	1
その他経常収益	10	338
<b>経常費用</b>	<b>661</b>	<b>746</b>
資金調達費用	8	21
その他業務費用	177	250
営業経費	293	299
その他経常費用	183	176
貸倒引当金繰入	183	176
<b>経常利益</b>	<b>△ 115</b>	<b>148</b>
特別損失	—	0
<b>当期純利益</b>	<b>△ 115</b>	<b>148</b>



証券化支援買取業務勘定キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>I 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△ 1,594	△ 2,211
信託受益権譲渡による収入	7,605	-
有価証券譲渡による収入	-	4,604
信託受益権回収による収入	274	-
有価証券回収による収入	-	288
買取債権による支出	△ 8,309	△ 4,906
借入金の借入による収入	9,300	5,400
債券の発行による収入	1,800	1,300
借入金の返済による支出	△ 9,900	△ 5,400
信託受益権利息収入	55	-
有価証券利息収入	-	91
借入金利息支出	△ 2	△ 0
債券利息支出	△ 5	△ 17
債券発行費支出	△ 3	△ 2
補給金収入(一般会計)	-	1
人件費支出	△ 89	△ 115
業務委託費支出	△ 180	△ 151
その他利息収入	0	358
その他業務収入	504	466
その他事務費支出	△ 30	△ 39
その他業務支出	△ 174	△ 247
<b>業務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 746</b>	<b>△ 581</b>
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△ 21,200	-
有形固定資産の取得による支出	△ 6	△ 2
有形固定資産の売却による収入	-	15
無形固定資産の取得による支出	-	△ 4
その他資産の取得による支出	△ 0	△ 1
その他資産の売却による収入	0	1
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 21,206</b>	<b>10</b>
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
産業投資出資金の受入による収入	22,317	1,218
国庫納付による支出額	△ 10	△ 32
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>22,307</b>	<b>1,186</b>
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>V 現金及び現金同等物の増加額</b>	<b>355</b>	<b>615</b>
<b>VI 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>44</b>	<b>399</b>
<b>VII 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>399</b>	<b>1,014</b>

平成19年度証券化支援買取業務勘定民間企業仮定株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計	純資産合計
	資 本 金	利 益 剰 余 金		政府出資金		
		積 立 金	繰越利益剰余金			
前期末残高	23,258	10	△ 324	-	22,944	22,944
当期変動額						
政府出資金の受入	1,218	-	-	-	1,218	1,218
積立金の積立て	-	32	△ 32	-	-	-
国庫へ納付	-	-	△ 32	△ 32	△ 32	△ 32
当期純利益	-	-	148	148	148	148
当期変動額合計	1,218	32	84	1,334	1,334	1,334
当期末残高	24,476	42	△ 240	24,278	24,278	24,278

(注) 積立金の積立て及び国庫へ納付については民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律第18条第1項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

平成18年度証券化支援買取業務勘定民間企業仮定株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計	純資産合計
	資 本 金	利 益 剰 余 金		政府出資金		
		積 立 金	繰越利益剰余金			
前期末残高	941	-	△ 190	-	751	751
当期変動額						
政府出資金の受入	22,317	-	-	-	22,317	22,317
積立金の積立て	-	10	△ 10	-	-	-
国庫へ納付	-	-	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10
当期純利益	-	-	△ 115	△ 115	△ 115	△ 115
当期変動額合計	22,317	10	△ 134	22,193	22,193	22,193
当期末残高	23,258	10	△ 324	22,944	22,944	22,944

(注) 積立金の積立て及び国庫へ納付については民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律第18条第1項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

## 証券化支援保証業務勘定民間企業仮定貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>(資産の部)</b>		
現金預け金	12,114	15,187
その他資産	1,544	3,047
有形固定資産	14	-
無形固定資産	5	7
支払承諾見返	34,159	18,923
貸倒引当金	△ 3,740	△ 4,759
<b>資産の部合計</b>	<b>44,096</b>	<b>32,407</b>
<b>(負債の部)</b>		
その他負債	677	341
未経過保証料	675	314
賞与引当金	6	8
退職給付引当金	124	126
支払承諾	34,159	18,923
<b>負債の部合計</b>	<b>34,966</b>	<b>19,399</b>
<b>(純資産の部)</b>		
資本金	12,000	16,500
政府出資金	12,000	16,500
利益剰余金	△ 2,869	△ 3,492
その他利益剰余金	△ 2,869	△ 3,492
繰越利益剰余金	△ 2,869	△ 3,492
<b>純資産の部合計</b>	<b>9,131</b>	<b>13,008</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>44,096</b>	<b>32,407</b>

## 証券化支援保証業務勘定民間企業仮定損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>経常収益</b>		
その他業務収益	573	475
保証料	573	475
政府補給金収入	-	1
その他経常収益	50	93
<b>経常費用</b>	<b>3,050</b>	<b>1,192</b>
営業経費	141	174
その他経常費用	2,908	1,019
貸倒引当金繰入	2,908	1,019
<b>経常利益</b>	<b>△ 2,426</b>	<b>△ 623</b>
特別損失	-	0
<b>当期純利益</b>	<b>△ 2,426</b>	<b>△ 623</b>

## 証券化支援保証業務勘定キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>I 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
補給金収入(一般会計)	-	1
人件費支出	△ 89	△ 115
業務委託費支出	△ 10	△ 13
その他利息収入	47	86
その他業務収入	297	195
その他事務費支出	△ 38	△ 40
その他業務支出	△ 1,252	△ 1,552
<b>業務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 1,045</b>	<b>△ 1,437</b>
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
預け金の純増加額	7,500	-
有形固定資産の取得による支出	△ 6	△ 2
有形固定資産の売却による収入	-	15
無形固定資産の取得による支出	-	△ 4
その他資産の取得による支出	△ 0	△ 1
その他資産の売却による収入	0	1
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 7,506</b>	<b>10</b>
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
一般会計出資金の受入による収入	4,500	4,500
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>4,500</b>	<b>4,500</b>
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>V 現金及び現金同等物の増加額</b>	<b>△ 4,050</b>	<b>3,073</b>
<b>VI 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>8,665</b>	<b>4,614</b>
<b>VII 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>4,614</b>	<b>7,687</b>

## 平成19年度証券化支援保証業務勘定民間企業仮定株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株 主 資 本			純資産合計
	資 本 金	利益剰余金	株主資本合計	
	政府出資金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
前期末残高	12,000	△ 2,869	9,131	9,131
当期変動額				
政府出資金の受入	4,500	-	4,500	4,500
当期純利益	-	△ 623	△ 623	△ 623
当期変動額合計	4,500	△ 623	3,877	3,877
当期末残高	16,500	△ 3,492	13,008	13,008

## 平成18年度証券化支援保証業務勘定民間企業仮定株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株 主 資 本			純資産合計
	資 本 金	利益剰余金	株主資本合計	
	政府出資金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
前期末残高	7,500	△ 443	7,057	7,057
当期変動額				
政府出資金の受入	4,500	-	4,500	4,500
当期純利益	-	△ 2,426	△ 2,426	△ 2,426
当期変動額合計	4,500	△ 2,426	2,074	2,074
当期末残高	12,000	△ 2,869	9,131	9,131

## 信用保険業務

信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業民間企業仮定貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>(資産の部)</b>		
現金及び預け金	315,864	313,051
貸付金	462,956	462,175
有形固定資産	1,878	1,859
無形固定資産	64	88
その他資産	42	145
<b>資産の部合計</b>	<b>780,803</b>	<b>777,318</b>
<b>(負債の部)</b>		
保険契約準備金	324,980	621,228
その他負債	15	12
賞与引当金	233	234
退職給付引当金	6,659	6,739
<b>負債の部合計</b>	<b>331,887</b>	<b>628,213</b>
<b>(純資産の部)</b>		
資本金	860,135	937,852
政府出資金	860,135	937,852
利益剰余金	△ 411,219	△ 788,747
その他利益剰余金	△ 411,219	△ 788,747
繰越利益剰余金	△ 411,219	△ 788,747
<b>純資産の部合計</b>	<b>448,916</b>	<b>149,105</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>780,803</b>	<b>777,318</b>

### 信用保険等業務勘定中小企業信用保険事業民間企業仮定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
経常収益	381,290	327,330
保険引受収益	380,969	327,038
正味収入保険料	158,685	161,380
正味収入回収金	183,840	165,659
保険契約準備金戻入額	38,444	—
資産運用収益	293	270
その他経常収益	28	21
経常費用	522,998	881,669
保険引受費用	518,249	876,722
正味支払保険金	518,249	580,474
保険契約準備金繰入額	—	296,247
一般管理費	4,749	4,947
経常利益	△ 141,708	△ 554,339
特別利益	—	22
特別損失	2	63
当期純利益	△ 141,710	△ 554,380

### 信用保険等業務勘定融資事業民間企業仮定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
経常収益	717	1,678
資産運用収益	716	1,677
その他経常収益	1	1
経常費用	186	208
一般管理費	186	208
経常利益	531	1,470
特別利益	—	1
特別損失	0	3
当期純利益	531	1,468

信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>I 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
保険料の収入	158,685	161,380
回収金の収入	183,840	165,659
その他の業務による収入	27	24
保険金の支出	△ 518,249	△ 580,474
人件費の支出	△ 3,301	△ 3,331
その他の業務による支出	△ 1,605	△ 1,661
小計	△ 180,603	△ 258,404
利息の受取額	970	1,844
<b>業務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 179,633</b>	<b>△ 256,561</b>
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
預け金の純増加額(純減少額)	37,900	△ 213,300
有形固定資産の取得による支出	△ 84	△ 66
有形固定資産の売却による収入	—	26
無形固定資産の取得による支出	—	△ 92
その他資産の取得による支出	—	△ 2
その他資産の売却による収入	0	0
貸付による支出	△ 462,956	△ 462,175
貸付金の回収による収入	476,392	462,956
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>51,252</b>	<b>△ 212,652</b>
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
政府出資金の受入れによる収入	91,500	253,100
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>91,500</b>	<b>253,100</b>
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>V 現金及び現金同等物の増△減額</b>	<b>△ 36,882</b>	<b>△ 216,112</b>
<b>VI 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>352,745</b>	<b>315,864</b>
<b>VII 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>315,864</b>	<b>99,751</b>

平成19年度信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業民間企業仮定株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			株主資本合計	純資産合計
	資 本 金	利益剰余金	繰越利益剰余金		
	政府出資金	その他利益剰余金			
前期末残高	860,135	△ 411,219		448,916	448,916
当期変動額					
政府出資金の受入	253,100	—		253,100	253,100
政府出資金の取崩し	△ 175,383	175,383		—	—
当期純利益	—	△ 552,911		△ 552,911	△ 552,911
当期変動額合計	77,717	△ 377,528		△ 299,811	△ 299,811
当期末残高	937,852	△ 788,747		149,105	149,105

(注) 政府出資金の取崩しについては民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律第18条第1項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

平成18年度信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業民間企業仮定株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			株主資本合計	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金		
	政府出資金	その他資本剰余金	繰越利益剰余金		
前期末残高	932,175	142,926	△ 576,505	498,596	498,596
当期変動額					
政府出資金の受入	91,500	—	—	91,500	91,500
政府出資金の取崩し	△ 163,540	—	163,540	—	—
資本剰余金の取崩し	—	△ 142,926	142,926	—	—
当期純利益	—	—	△ 141,180	△ 141,180	△ 141,180
当期変動額合計	△ 72,040	△ 142,926	165,286	△ 49,680	△ 49,680
当期末残高	860,135	—	△ 411,219	448,916	448,916

(注) 政府出資金の取崩しについては民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律第18条第1項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

### 機械保険経過業務勘定民間企業仮定貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>(資産の部)</b>		
現金及び預け金	14,923	14,132
有形固定資産	263	253
無形固定資産	18	13
その他資産	4	13
貸倒引当金	△ 2	△ 2
<b>資産の部合計</b>	<b>15,206</b>	<b>14,409</b>
<b>(負債の部)</b>		
保険契約準備金	4,719	1,498
その他負債	3	2
賞与引当金	49	35
退職給付引当金	1,408	1,010
<b>負債の部合計</b>	<b>6,179</b>	<b>2,545</b>
<b>(純資産の部)</b>		
資本金	2,421	2,421
政府出資金	2,421	2,421
利益剰余金	6,606	9,443
その他利益剰余金	6,606	9,443
積立金	6,152	8,134
繰越利益剰余金	453	1,309
<b>純資産の部合計</b>	<b>9,027</b>	<b>11,864</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>15,206</b>	<b>14,409</b>

### 機械保険経過業務勘定民間企業仮定損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>経常収益</b>	<b>7,489</b>	<b>4,976</b>
保険引受収益	7,383	4,883
正味収入保険料	14	7
正味収入回収金	2,498	1,656
保険契約準備金戻入額	4,871	3,220
資産運用収益	39	86
その他経常収益	66	7
<b>経常費用</b>	<b>4,929</b>	<b>2,446</b>
保険引受費用	3,979	1,774
正味支払保険金	3,979	1,774
一般管理費	949	672
その他経常費用	0	0
<b>経常利益</b>	<b>2,560</b>	<b>2,529</b>
<b>特別利益</b>	<b>89</b>	<b>326</b>
<b>特別損失</b>	<b>1</b>	<b>18</b>
<b>当期純利益</b>	<b>2,648</b>	<b>2,837</b>



## 機械保険経過業務勘定キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>I 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
保険料の収入	14	7
回収金の収入	2,498	1,649
その他の業務による収入	66	7
保険金の支出	△ 3,979	△ 1,774
人件費の支出	△ 698	△ 499
その他の業務による支出	△ 339	△ 249
小計	△ 2,438	△ 859
利息の受取額	38	83
<b>業務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 2,400</b>	<b>△ 776</b>
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
預け金の純増加額(純減少額)	1,300	△ 1,200
有形固定資産の取得による支出	△ 18	△ 10
有形固定資産の売却による収入	-	8
無形固定資産の取得による支出	-	△ 14
その他資産の取得による支出	-	△ 0
その他資産の売却による収入	0	0
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,282</b>	<b>△ 1,215</b>
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>V 現金及び現金同等物の増△減額</b>	<b>△ 1,118</b>	<b>△ 1,991</b>
<b>VI 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>3,441</b>	<b>2,323</b>
<b>VII 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>2,323</b>	<b>332</b>

## 平成19年度機械保険経過業務勘定民間企業仮定株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計	純資産合計
	資 本 金	利益剰余金		政府出資金		
		積 立 金	繰越利益剰余金			
前期末残高	2,421	6,152	453	9,027	9,027	
当期変動額						
積立金の積立	-	1,982	△ 1,982	-	-	
当期純利益	-	-	2,837	2,837	2,837	
当期変動額合計	-	1,982	855	2,837	2,837	
当期末残高	2,421	8,134	1,309	11,864	11,864	

(注) 積立金の積立については民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律第18条第1項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

## 平成18年度機械保険経過業務勘定民間企業仮定株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計	純資産合計
	資 本 金	利益剰余金		政府出資金		
		積 立 金	繰越利益剰余金			
前期末残高	2,421	3,952	6	6,379	6,379	
当期変動額						
積立金の積立	-	2,201	△ 2,201	-	-	
当期純利益	-	-	2,648	2,648	2,648	
当期変動額合計	-	2,201	447	2,648	2,648	
当期末残高	2,421	6,152	453	9,027	9,027	

(注) 積立金の積立については民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律第18条第1項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定民間企業仮定貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>(資産の部)</b>		
現金及び預け金	71,744	71,888
有形固定資産	12	13
無形固定資産	1	3
その他資産	10	12
<b>資産の部合計</b>	<b>71,768</b>	<b>71,916</b>
<b>(負債の部)</b>		
保険契約準備金	166	39
その他負債	0	0
賞与引当金	8	7
退職給付引当金	224	215
<b>負債の部合計</b>	<b>398</b>	<b>262</b>
<b>(純資産の部)</b>		
資本金	71,679	71,679
政府出資金	71,679	71,679
利益剰余金	△ 310	△ 25
その他利益剰余金	△ 310	△ 25
積立金	29	43
繰越利益剰余金	△ 339	△ 69
<b>純資産の部合計</b>	<b>71,369</b>	<b>71,654</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>71,768</b>	<b>71,916</b>

破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定民間企業仮定損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>経常収益</b>	<b>405</b>	<b>622</b>
保険引受収益	152	142
正味収入保険料	3	1
正味収入回収金	16	14
保険契約準備金戻入額	132	127
資産運用収益	253	479
その他経常収益	1	1
<b>経常費用</b>	<b>260</b>	<b>322</b>
保険引受費用	100	171
正味支払保険金	100	171
一般管理費	159	151
<b>経常利益</b>	<b>146</b>	<b>300</b>
特別損失	-	1
<b>当期純利益</b>	<b>146</b>	<b>299</b>

破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
<b>I 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
保険料の収入	3	1
回収金の収入	16	14
その他の業務による収入	1	1
保険金の支出	△ 100	△ 171
人件費の支出	△ 111	△ 106
その他の業務による支出	△ 54	△ 53
小計	△ 245	△ 314
利息の受取額	254	477
<b>業務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>9</b>	<b>163</b>
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
預け金の純増加額	△ 3,500	△ 7,900
有形固定資産の取得による支出	△ 3	△ 2
有形固定資産の売却による収入	-	0
無形固定資産の取得による支出	-	△ 3
その他資産の取得による支出	-	△ 0
その他資産の売却による収入	0	0
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 3,503</b>	<b>△ 7,905</b>
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
国庫納付による支出額	△ 29	△ 14
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 29</b>	<b>△ 14</b>
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>V 現金及び現金同等物の増△減額</b>	<b>△ 3,523</b>	<b>△ 7,757</b>
<b>VI 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>11,367</b>	<b>7,844</b>
<b>VII 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>7,844</b>	<b>88</b>

平成19年度破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定民間企業仮定株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計	純資産合計
	資 本 金	利益剰余金		株主資本合計		
		政府出資金	積 立 金			
前期末残高	71,679	29	△ 339	71,369	71,369	
当期変動額						
積立金の積立て	-	14	△ 14	-	-	
国庫へ納付	-	-	△ 14	△ 14	△ 14	
当期純利益	-	-	299	299	299	
当期変動額合計	-	14	271	285	285	
当期末残高	71,679	43	△ 69	71,654	71,654	

(注) 積立金の積立て及び国庫へ納付については民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律第18条第1項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

平成18年度破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定民間企業仮定株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計	純資産合計
	資 本 金	利益剰余金		株主資本合計		
		政府出資金	積 立 金			
前期末残高	71,679	-	△ 427	71,252	71,252	
当期変動額						
積立金の積立て	-	29	△ 29	-	-	
国庫へ納付	-	-	△ 29	△ 29	△ 29	
当期純利益	-	-	146	146	146	
当期変動額合計	-	29	88	117	117	
当期末残高	71,679	29	△ 339	71,369	71,369	

(注) 積立金の積立て及び国庫へ納付については民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律第18条第1項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

## リスク管理債権について

中小公庫は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」の対象ではありませんが、平成13年度から金融庁の「金融検査マニュアル」などに準拠した基準に則り、自己査定を実施しています。

「リスク管理債権」については、従来、民間金融機関の開示基準を参考に試算してきましたが、平成13年度からは、自己査定を踏まえた基準により開示するとともに、「金融再生法に基づく開示債権」も開示しています。

平成16年度から従来の融資業務に加え、証券化支援業務に新たに取り組むとともに、旧中小企業総合事業団から信用保険業務を承継したことに伴い、両業務にかかる債権等（支払承諾見返、保証協会向け貸付金等）及び有価証券についても自己査定を実施しています。

中小公庫は、中小企業専門の政策金融機関として、個別中小企業の資金繰りの実情に応じ弾力的な対応を行うよう主務省からの指示を受けており、既往貸付先の一時的な資金繰り悪化に対しては、短期貸付を業務上認められていないことから、貸付金の償還条件の変更を行っています。償還条件の変更に当たっては、条件変更後において償還能力が認められると判断される場合において対応しており、これら償還条件変更債権は、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法に基づく要管理債権とは性格をやや異にしていますが、信頼性・透明性を強化し政策金融機関として一層の説明責任を果たすとの観点から、民間金融機関との比較を容易にするため、平成16年度から償還条件変更債権を原則開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。

中小公庫は、政策金融機関として中小企業の育成という観点から、中小企業向け融資において培った審査ノウハウを活かした経営改善支援等のコンサルティング機能を発揮しています。企業業績の回復可能性に応じた、より適切できめ細かな支援体制を組み、経営改善に向けた積極的な支援を行い、リスク管理債権の削減に努めています。

## 1 リスク管理債権(総括)

「銀行法」に基づいて算出したリスク管理債権は以下のとおりです。

(単位: 億円)

科 目	平成18年度	平成19年度
破綻先債権	1,195	1,115
延滞債権	5,895	5,190
3ヵ月以上延滞債権	0	0
貸出条件緩和債権	2,639	2,273
リスク管理債権合計	9,729	8,577

各々の定義は以下のとおりです。対象債権は、貸付金(社債を含む。)です。

- (1) 破綻先債権  
自己査定の結果、破綻先に区分された債務者に対する貸付金です。
- (2) 延滞債権  
自己査定の結果、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸付金です。
- (3) 3ヵ月以上延滞債権  
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- (4) 貸出条件緩和債権  
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、DDS、金利の支払猶予、元本の返済猶予及び一部債権放棄を実施した債権で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。  
なお、金融庁の「事務ガイドライン」には、貸出条件緩和債権として上記のほか、経営支援先に対する債権、代物弁済を受けた債権及び債務者の株式を受け入れた債権が列挙されていますが、これらに該当するものではありません。

(参考) 当公庫では、部分直接償却を実施しておりませんが、実施した場合のリスク管理債権は以下のとおりです。(単位: 億円)

科 目	平成18年度	平成19年度
破綻先債権	341	290
延滞債権	4,767	4,185
3ヵ月以上延滞債権	0	0
貸出条件緩和債権	2,635	2,263
リスク管理債権合計	7,743	6,739

(注)部分直接償却とは、自己査定により回収不能または無価値と判定した担保・保証付債権について、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額(IV分類額)を取立不能見込額として債権額から直接減額することです。

## 2 金融再生法開示債権(総括)

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づいて算出した開示債権は以下のとおりです。(単位: 億円)

科 目	平成18年度	平成19年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,768	2,536
危険債権	4,352	3,812
要管理債権	2,639	2,273
小計	9,759	8,621
正常債権	59,845	54,420
金融再生法開示債権合計	69,604	63,041

各々の定義は以下のとおりです。

対象債権は、貸付金(社債を含む。)及び貸付金に準ずる債権(未収貸付金利息、貸付金に準ずる仮払金、求償権、支払承諾見返及び未収金)です。

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- (2) 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- (3) 要管理債権  
3ヵ月以上延滞債権〔元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付債権(「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。)]及び貸出条件緩和債権〔経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸付債権(「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3ヵ月以上延滞債権」を除く。)]です。
- (4) 正常債権  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権です。

(参考) 当公庫では、部分直接償却を実施しておりませんが、実施した場合の金融再生法開示債権は以下のとおりです。(単位: 億円)

科 目	平成18年度	平成19年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	970	841
危険債権	4,142	3,638
要管理債権	2,635	2,263
小計	7,746	6,742
正常債権	59,845	54,419
金融再生法開示債権合計	67,591	61,160

(注)部分直接償却とは、自己査定により回収不能または無価値と判定した担保・保証付債権について、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額(IV分類額)を取立不能見込額として債権額から直接減額することです。

**リスク管理債権及び金融再生法開示債権は、担保等からの回収見込み額を控除する前の金額であり、開示した残高すべてが回収不能となるものではありません。**

(参考)自己査定・開示債権の状況(総括)

(単位: 億円)

自己査定に基づく 債務者区分		自己査定における分類区分				金融再生法 開示債権	リスク管理債権
		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類		
破綻先 1,138	担保・保証による 保全部分 672	非保全部分 169	1,695	破産更生債権及び これらに準ずる債権 2,536	破綻先債権 1,115		
実質破綻先 1,399							
破綻懸念先 3,812	担保・保証による 保全部分 1,943	非保全部分 1,695	174	危険債権 3,812	延滞債権 5,190		
要 管 理 先	要管理先 2,407	要管理先債権(注4) 2,371	26	10	要管理債権(注4) 2,273	3ヵ月以上延滞債権 0	
	要管理先以外の 要注先(注5) 6,954	要管理先以外の 要注先債権(注5) 6,946	2	6	正常債権 54,420	貸出条件緩和債権 2,273	
正常先 47,447	正常先債権 47,446		1				
総計(注2) 63,156					リスク管理債権合計 8,577(注3)		

(注1) 計算は四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないことがあります。

(注2) 自己査定の対象債権は、貸付金(社債を含む。)、貸付金に準ずる債権(未収貸付金利息、貸付金に準ずる仮払金、求償権、支払承諾見返及び未収金)及び信託受益権等です。

(注3) リスク管理債権の対象債権は貸付金であり、貸付金合計は62,764億円(融資勘定58,143億円及び信用保険等業務勘定4,622億円)です。リスク管理債権8,577億円は全額が融資勘定にかかるものです。

(注4) 「要管理債権」は個別貸付金ベースで、リスク管理債権における3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に一致します。「要管理先債権」は、「要管理債権」を有する債務者に対する債権額です。

(注5) 信託受益権等は、便宜的に自己査定に基づく債務者区分を「要管理先以外の要注先」に含めています。

## 役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1. 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### (1) 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員の特例手当について、その者の職務実績に応じこれを増額し、又は減額することができるものとしている。

##### (2) 役員報酬基準の改定内容

総 裁	平成19年度の国家公務員の給与改定に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(100分の13→100分の14)を行った。また、国家公務員(指定職)の例に準じ、単身赴任手当を新設した。
副総裁	平成19年度の国家公務員の給与改定に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(100分の13→100分の14)を行った。また、国家公務員(指定職)の例に準じ、単身赴任手当を新設した。
理 事	平成19年度の国家公務員の給与改定に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(東京都特別区に在勤する役員については100分の13→100分の14、大阪府大阪市に在勤する役員については100分の11→100分の12)を行った。また、国家公務員(指定職)の例に準じ、単身赴任手当を新設した。
監 事	平成19年度の国家公務員の給与改定に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(100分の13→100分の14)を行った。また、国家公務員(指定職)の例に準じ、単身赴任手当を新設した。
監事(非常勤)	改定は行っていない。

## 2. 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
総裁	千円 21,111	千円 13,692	千円 5,503	千円 1,916 (特別調整手当)			
副総裁	千円 18,699	千円 11,748	千円 5,306	千円 1,645 (特別調整手当)			*※
A理事	千円 3,702	千円 1,347	千円 2,144	千円 188 (特別調整手当) 23 (通勤手当)		5月15日	※
B理事	千円 16,447	千円 10,164	千円 4,591	千円 1,422 (特別調整手当) 270 (通勤手当)			※
C理事	千円 17,077	千円 10,164	千円 4,591	千円 1,422 (特別調整手当) 900 (通勤手当)			※
D理事	千円 5,057	千円 2,513	千円 2,192	千円 352 (特別調整手当) — (通勤手当)		6月30日	*
E理事	千円 16,419	千円 10,164	千円 4,591	千円 1,422 (特別調整手当) 242 (通勤手当)			*
F理事	千円 16,376	千円 10,164	千円 4,591	千円 1,422 (特別調整手当) 199 (通勤手当)			※
G理事	千円 16,263	千円 10,164	千円 4,591	千円 1,422 (特別調整手当) 86 (通勤手当)			◇
H理事	千円 15,009	千円 10,164	千円 3,133	千円 1,422 (特別調整手当) 290 (通勤手当)	4月1日		※
I理事	千円 12,938	千円 8,907	千円 2,553	千円 1,068 (特別調整手当) 410 (単身赴任手当)	5月16日		※
J理事	千円 9,424	千円 6,803	千円 1,612	千円 952 (特別調整手当) 57 (通勤手当)	7月31日		*
A監事	千円 5,733	千円 3,261	千円 1,983	千円 456 (特別調整手当) 33 (通勤手当)		8月9日	*
B監事	千円 8,250	千円 5,906	千円 1,339	千円 826 (特別調整手当) 179 (通勤手当)	8月10日		*※
A監事(非常勤)	千円 2,175	千円 2,175	千円 —	千円 —		8月9日	
B監事(非常勤)	千円 3,939	千円 3,939	千円 —	千円 —	8月10日		※

注1：「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2：「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員[\*]、役員出向者[◇]、独立行政法人等の退職者[※]、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者[\*※]、該当がない場合は空欄。

## 3. 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績 勤率	摘 要	前職
		年	月				
総裁	千円	年	月			該当者なし	
副総裁	千円	年	月			該当者なし	
理事A	千円 2,223	1	9	平成19年3月31日	1.0	業績勤率は、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	※
理事B	千円 8,249	4	0	平成19年5月15日	1.5	業績勤率は、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	※
理事C	千円 5,717	3	0	平成19年6月30日	1.5	業績勤率は、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	*
監事A	千円 4,251	3	1	平成19年8月9日	1.2	業績勤率は、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	*
監事A(非常勤)	千円 —	4	6	平成19年8月9日	—	非常勤の役員については、内部規程の定めに従い、退職手当は支給しない。	

注：「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員[\*]、役員出向者[◇]、独立行政法人等の退職者[※]、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者[\*※]、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1. 職員給与についての基本方針に関する事項

#### (1) 人件費管理の基本方針

職員の人件費については、国会の議決を経て決定された人件費予算の範囲内で適正に執行する。また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき人件費の管理を行う。

#### (2) 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与は、社会一般の情勢に適合したものとなるように考慮し決定する。また、国家公務員に対する人事院勧告を踏まえ、かつ労使間の協議を経て、給与改定を行う。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等を昇給や奨励手当に反映させる。また、職務遂行能力が高い職員については昇格を行う。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本 俸	対象期間における勤務成績を5段階に区分し、成績段階に応じた号俸数をもって昇給を行う。
奨励手当(査定分)	対象期間における勤務成績を4段階に区分し、成績段階に応じた成績率をもって支給を行う。

#### ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

○国家公務員に対する給与構造改革を踏まえた改定

- ・勤務成績のより一層の給与への反映を目的に、定期昇給を廃止し、勤務成績に基づく昇給制度とするほか、奨励手当への勤務成績の反映の拡大を行った。
- ・地域間格差が適切に反映されるよう特別都市手当の支給割合を改定した。

○国家公務員に対する平成19年度人事院勧告を踏まえた改定

- ・初任給を中心に若年層に限定して本俸月額を平均0.06%上げた。
- ・少子化対策の推進にも配慮し、扶養親族である子等に係る支給額を500円上げた。

なお、国家公務員が行った改定のうち、次のものについては改定を見送っている。

- ・年末の奨励手当の支給月数の引上げ
- ・本俸月額及び扶養手当の平成19年4月1日への遡り改定
- ・特別都市手当の今後の改定分の一部繰上げ改定

### 2. 職員給与の支給状況

#### (1) 職種別支給状況

区 分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)				
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与	
常勤職員	1,730 人	38.8 歳	7,981 千円	5,635 千円	146 千円	2,346 千円	
	事務・技術	1,726 人	38.7 歳	7,984 千円	5,637 千円	146 千円	2,347 千円
	自動車運転手	4 人	51.8 歳	6,871 千円	4,922 千円	114 千円	1,949 千円
在外職員	2 人	歳	千円	千円	千円	千円	
再任用職員	12 人	62.3 歳	3,398 千円	3,398 千円	193 千円	— 千円	
	事務・技術	12 人	62.3 歳	3,398 千円	3,398 千円	193 千円	— 千円

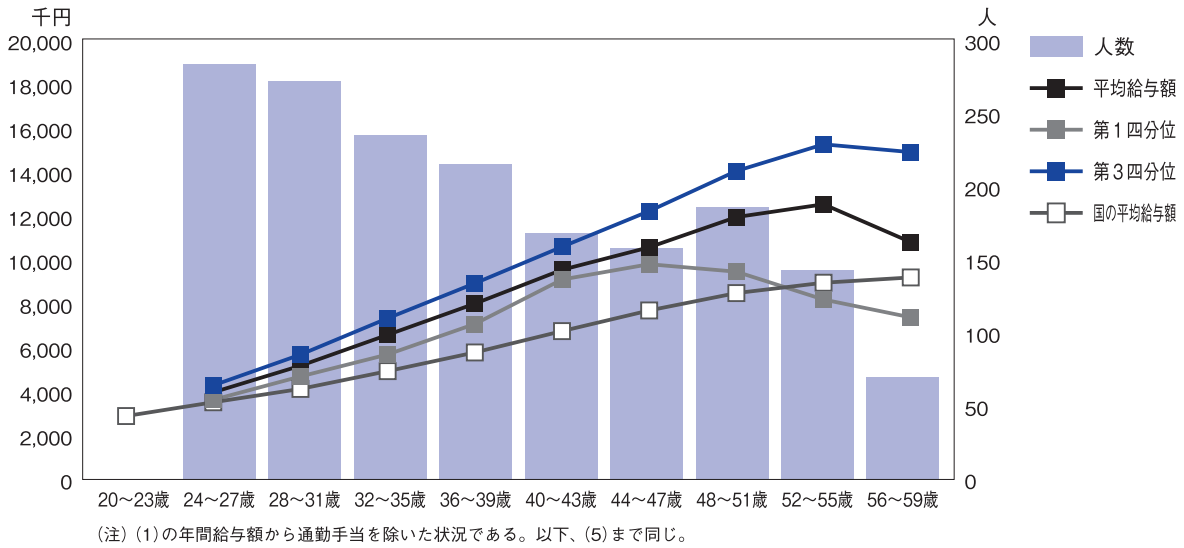
(注) 研究職種、医療職種及び教育職種については該当者なしにより省略。

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:任期付職員及び非常勤職員は該当者がいないため省略。



(2) 年間給与の分布状況(事務・技術職員)  
【在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、(5)まで同じ。】



(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・本部課長	54	47.8	11,567	11,975	12,347
・本部係員	205	37.8	4,598	6,029	7,191

(3) 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級	10等級	11等級	特別等級
標準的な職位	—	部店長	部店長	支店長 次長	次長 課長	課長 副長	副長 調査役	副調査役	主任	係員	係員	係員	係員
人員(割合)	1,726 (人)	9 (0.5%) (人)	32 (1.9%) (人)	123 (7.1%) (人)	132 (7.6%) (人)	142 (8.2%) (人)	294 (17.0%) (人)	131 (7.6%) (人)	158 (9.2%) (人)	242 (14.0%) (人)	366 (21.2%) (人)	78 (4.5%) (人)	19 (1.1%) (人)
年齢(最高~最低)	—	57~54 (歳)	57~50 (歳)	56~47 (歳)	56~44 (歳)	56~40 (歳)	59~34 (歳)	46~31 (歳)	50~28 (歳)	59~25 (歳)	59~24 (歳)	27~24 (歳)	59~57 (歳)
所定内給与と年額(最高~最低)	—	11,661 ~ 10,568 (千円)	11,236 ~ 9,441 (千円)	11,262 ~ 8,618 (千円)	10,255 ~ 7,381 (千円)	8,954 ~ 6,433 (千円)	8,024 ~ 4,511 (千円)	5,957 ~ 3,922 (千円)	7,913 ~ 3,218 (千円)	5,944 ~ 2,576 (千円)	6,032 ~ 2,458 (千円)	3,101 ~ 2,260 (千円)	9,958 ~ 6,955 (千円)
年間給与額(最高~最低)	—	16,976 ~ 15,651 (千円)	16,583 ~ 13,984 (千円)	16,465 ~ 12,812 (千円)	14,665 ~ 10,718 (千円)	12,811 ~ 9,344 (千円)	11,689 ~ 6,344 (千円)	8,509 ~ 5,555 (千円)	11,167 ~ 4,552 (千円)	8,387 ~ 3,591 (千円)	8,467 ~ 3,425 (千円)	4,197 ~ 3,150 (千円)	14,739 ~ 6,955 (千円)

(4) 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区 分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.8 %	69.1 %	67.5 %
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.2 %	30.9 %	32.5 %
	最高~最低	36.9 ~ 27.9 %	38.4 ~ 25.2 %	37.7 ~ 26.5 %
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.1 %	63.6 %	63.4 %
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.9 %	36.4 %	36.6 %
	最高~最低	36.9 ~ 0.0 %	38.4 ~ 0.0 %	37.7 ~ 0.0 %

## (5) 職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

134.0

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

### 給与水準の比較指標について参考となる事項

#### ○事務・技術職員

指数の状況  
对国家公務員 134.0

国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由

①当公庫の職員は、政策金融機関の職員として、民間金融機関や地域の諸機関と連携し、多様な手法による事業資金を供給する細い手となる専門的な能力が必要であること、また、事業資金の供給と合わせて、中小企業のニーズにきめ細かく対応した高度なサービスを提供する能力が必要であること等から大学卒の職員の比率が高いこと。

②取引先となる中小企業者が都市部に多いこと等から、国家公務員に比べ都市部に勤務する職員の割合が高いこと。

③業務上の必要性等から、全国規模の転勤が常態化しており、こうした職務環境において専門知識を有する人材を確保するため、同業種である民間金融機関における給与水準の実情を勘案する必要があること。

④なお、在勤地域及び学歴を勘案した場合の対国家公務員指数(法人基準年齢階層ラスパイルズ指数)は「126.2」であり、勘案前の「134.0」から7.8ポイント低下する。

給与水準の適切性の検証

【国からの財政支出について】

支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 6.6%

国からの財政支出額 313,237百万円(平成19年度補正予算)

支出予算の総額 4,766,392百万円(平成19年度補正予算<平成19年度補正資金計画支出合計>)

【検証結果】

当公庫は、これまでに給与・処遇の見直しとして、①満57歳を超えた職員の本俸引下げ及び賞与不支給、②平成18年度からは本俸月額を平均4.8%引下げや勤務成績を給与により一層反映させる等の給与構造改革等を実施している。その結果、人件費はこの5年間で約21億円の減(△8.9%)となっている。

また、職員1人当たりの給与水準については、右記「給与水準の比較指標について参考となる事項」の「国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由」の③の表にあるとおり、同業種である銀行業と概ね同じ水準となっている。

【累積欠損額について】

累積欠損額 - 円(平成18年度決算)

【検証結果】

講ずる措置

当公庫は、これまで高齢者処遇の見直しや国家公務員の例に準じ給与構造改革等を実施してきた。その結果、対国家公務員指数は前年度に対し△0.8低下している。

今後についても、同業種である民間金融機関の給与水準や国家公務員との比較指標を勘案しつつ、引き続き適正な給与水準となるよう努めていく。

なお、その一環として、20年度は賞与支給率の見直しを検討している。

参考	地域勘案	128.4
	学歴勘案	130.6
	地域・学歴勘案	126.2

①

(学歴別構成)	大学・大学院卒	短大・高校等卒
国家公務員行政職(一)	48.2%	51.8%
当公庫	82.8%	17.2%

(出典)平成19年国家公務員給与等実態調査

②

(地域別構成)	1~4級地	その他
国家公務員行政職(一)	50.8%	49.2%
当公庫	73.8%	26.2%

(出典)平成19年国家公務員給与等実態調査

(注) 級地は国家公務員の地域手当支給地区分

③

(職員1人当たり人件費)	平均年齢	年間平均給与
当公庫 <sup>(注1)</sup>	38.9歳	7,961千円
都市銀行A <sup>(注2)</sup>	37.9歳	8,098千円
地方銀行B <sup>(注2)</sup>	39.2歳	8,137千円
地方銀行C <sup>(注2)</sup>	38.9歳	8,047千円
地方銀行D <sup>(注2)</sup>	40.0歳	7,777千円

(注1)Ⅱ2(1)職種別支給状況の年間給与(平均)の総額と平均年齢(常勤職員、在外職員及び再任用職員の平均)

(注2)各社有価証券報告書より。

	15年度 <sup>(注1)</sup>	19年度	比較増△減額
人件費総額 <sup>(注2)</sup>	230.9億円	210.3億円	△20.6億円

(注1)平成16年7月に中小企業金融公庫と中小企業総合事業団信用保険部門は統合したことから、同公庫と同事業団同部門を合算している。

(注2)人件費総額は、役員給、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職手当、及び諸支出金の合計額をいう。

## Ⅲ 総人件費について

区分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減
給与・報酬等支給総額 (A)	16,549,549千円	16,962,531千円	△412,982千円 (△2.4) (%)
退職手当支給額 (B)	1,621,426千円	1,949,528千円	△328,102千円 (△16.8) (%)
非常勤役員等給与 (C)	28,454千円	36,311千円	△7,857千円 (△21.6) (%)
福利厚生費 (D)	3,852,725千円	3,887,493千円	△34,768千円 (△0.9) (%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	22,052,154千円	22,835,863千円	△783,709千円 (△3.4) (%)

### 総人件費について参考となる事項

#### ○給与・報酬等支給総額及び最広義人件費について

給与・報酬等支給総額については、人員の減少等により、約4.1億円の減となっている(対前年度対比△2.4%)。最広義人件費についても、退職手当支給額の減等から、約7.8億円の減となっている(対前年度対比△3.4%)。

#### ○人件費削減の取組の状況

##### (i) 主務大臣から示された人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うものとする。

##### (ii) 当公庫において設定した目標等

「行政改革の重要方針」を踏まえ、今後5年間に於いて、人員について5%以上の削減を行う。国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

##### (iii) 進捗状況

・基準日(平成17年度)の人員数 2,120人

・各年度末の人員数 18年度2,106人 19年度2,085人

・当年度末日までの各年度の人員純減率 18年度△0.7% 19年度△1.7%

計算式(18年度)=(2,106人<18年度末日の人数>-2,120人<基準日の人数>)÷2,120人<基準日の人数>×100

計算式(19年度)=(2,085人<19年度末日の人数>-2,120人<基準日の人数>)÷2,120人<基準日の人数>×100

(人員純減の場合)総人件費改革の取組状況

年度	基準年度(平成17年度)	平成18年度	平成19年度
人員数(人)	2,120	2,106	2,085
人員純減率(%)		△0.7	△1.7

## Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし

### 1 平成18年度業務の政策評価に当たっての基本的な考え方

#### 基本方針

◇平成18年度業務の政策評価は、昨年同様「有効性」「効率性」の2つの視点から実施する。<sup>(注1)</sup>

##### ①有効性

政策金融機関として、公庫の融資・証券化支援・信用保険の各業務がどのような成果をあげたかを評価する。  
また、地域金融機関との連携の観点からも、公庫の果たした役割について評価する。

##### ②効率性

投入した資源（国の財政資金）が効率的に運用されているかという観点から評価する。  
また、リスク管理の観点から、政策金融機関としての機能の発揮と財務の健全性確保とのバランスを評価する。

◇前年度の政策評価報告書をベースに18年度の業務運営方針、特に重点取組事項への取組みを中心に評価指標の追加・見直しを行い<sup>(注2)</sup>、政策評価の内容の一層の充実を図る。

◇これまでの政策効果に主眼を置いていたものに、業績評価的な観点を追加し、今後の公庫の業務運営により資するものとする。

(注1) 公庫は、中小企業政策や金融情勢を踏まえて行う業務について、自ら政策評価を行い、その結果について可能な限り業務運営の見直し・改善に反映させていくことが必要であるため、政策金融の実施機関として、国の中小企業政策や金融情勢の変化との関連を踏まえつつ、「有効性」と「効率性」の視点から評価を行うことが適切である。

(注2) アウトカム(成果)に着目した指標によることを基本とするが、アウトカムに着目した指標の設定が困難な場合にはアウトプットに着目した指標を用いることとする。

## 2 主な評価指標

<b>(1) 融資業務の有効性の評価</b>	
① 国民経済への多様な貢献	<ul style="list-style-type: none"><li>貸付の推移</li><li>公庫取引先の経済貢献度</li><li>中堅中小企業層における公庫の利用割合</li><li>設備投資の経済効果</li></ul>
② 地域経済への貢献	<ul style="list-style-type: none"><li>地域別の貸出残高の割合</li><li>民間金融機関との協調融資（呼び水効果）</li><li>地域金融機関との連携</li></ul>
③ 個々の中小企業の成長発展の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>長期貸付の割合</li><li>取引先の株式公開状況</li><li>担保・保証人に依存しない資金供給の状況</li><li>新規貸付先の貸付後の状況</li><li>貸付先・非貸付先の比較</li></ul>
④ 特別貸付の推進による政策性の発揮	<ul style="list-style-type: none"><li>高い特別貸付比率</li><li>新たな金融手法への取組み</li><li>政策性の高い特別貸付の推進</li><li>政策目的別に見た特別貸付の評価</li></ul>
⑤ コンサルティング機能の発揮	<ul style="list-style-type: none"><li>コンサルティング・情報提供に対する顧客の評価</li><li>中小企業再生支援協議会等との連携状況</li><li>業況不振先の経営改善支援</li></ul>
<b>(2) 融資業務の効率性の評価</b>	
① 収支	<ul style="list-style-type: none"><li>期間損益</li></ul>
② 経費	<ul style="list-style-type: none"><li>経费率</li></ul>
③ リスク管理	<ul style="list-style-type: none"><li>適切な資金管理</li><li>適切な信用リスク管理</li></ul>
<b>(3) 証券化支援業務の有効性の評価</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>各方式の実績</li><li>証券化市場の育成</li></ul>	
<b>(4) 証券化支援業務の効率性の評価</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>収支</li></ul>	
<b>(5) 信用保険業務の有効性の評価</b>	
① 国民経済への多様な貢献	<ul style="list-style-type: none"><li>保証利用の推移</li><li>小規模企業の資金調達の支援</li><li>保証利用による経済貢献度</li><li>業種別の保険引受</li></ul>
② 地域経済への貢献	<ul style="list-style-type: none"><li>地域別の保証利用状況</li><li>信用保証協会の特色ある取組み</li><li>大都市圏とその他の地域の比較</li></ul>
③ 政策ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"><li>保険料率の弾力化による利便性の向上</li><li>再生支援の取組み</li><li>責任共有制度の導入に向けた取組み</li><li>不動産担保・保証人に過度に依存しない資金供給の促進</li></ul>
<b>(6) 信用保険業務の効率性の評価</b>	
① 保険収支	<ul style="list-style-type: none"><li>保険収支</li></ul>
② 経費	<ul style="list-style-type: none"><li>経费率</li></ul>
<b>(7) 適正な業務運営態勢</b>	
① リスク管理態勢	
② 法令等の遵守態勢の整備	
③ 広報活動、情報開示	

### 3 評価指標に基づく評価（抜粋）

#### 融資業務の有効性の評価

設備投資の経済効果

##### 《生産誘発額、雇用誘発数》

◇公庫の平成18年度の設備資金貸付は、4,461億円であり、これを利用した設備投資の総額は、6,701億円（土地を除く）である。

◇この結果をもとに、わが国経済への波及効果を測定すると、国内全体で1.4兆円の生産及び8.2万人の雇用を誘発していることとなる。

#### 公庫の設備資金を利用した中小企業の設備投資による経済効果の測定

設備資金貸付額 4,461億円



	設備投資額
建物	3,585億円
一般機械設備	2,177億円
その他	939億円
合計	6,701億円



波及効果の測定

	生産誘発額	雇用誘発数
製造業	7,239億円	2.6万人
建設業	3,656億円	3.1万人
商業	642億円	0.9万人
サービス業	856億円	0.7万人
その他業種	1,596億円	0.9万人
合計	13,989億円	8.2万人

(注)・波及効果の測定は、建物：建設業、機械：一般機械、その他：輸送機械への追加需要の発生として、生産誘発額を算出し、これをもとに雇用誘発数を試算した。なお、試算に当たっては、平成12年産業連関表（32部門）をもとに、競争輸入型の逆行列表により計算を行った。また、雇用誘発数は、同年の雇用表と生産額をもとに1人当たりの生産額を算出し、生産誘発額をこの1人当たり生産額で割り戻す方法によっている。

・設備資金貸付額は直接貸付（決定ベース）のみである。また、土地を含む設備投資額は7,931億円である。

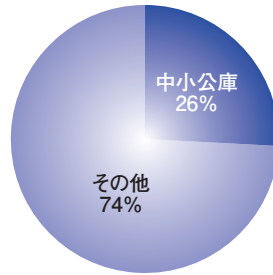
(資料) 総務省「平成12年産業連関表」

## 証券化支援業務の有効性の評価

証券化市場の育成

◇公庫の証券化業務（買取型・保証型及び自己型を含む）による証券化商品の発行規模は約532億円に上り、平成18年度の中小企業向け貸付債権等を裏付け資産とする資産担保証券の発行額（約2,000億円。ただし、非公開のものを除く）の約26%を占め、証券化市場の活性化に貢献している。

中小企業向け貸付債権等に係る資産担保証券市場における公庫のシェア  
～証券化商品の発行額ベース(平成18年度)～



(出所) (株)みずほ銀行及び(株)格付投資情報センターの資料を基に作成

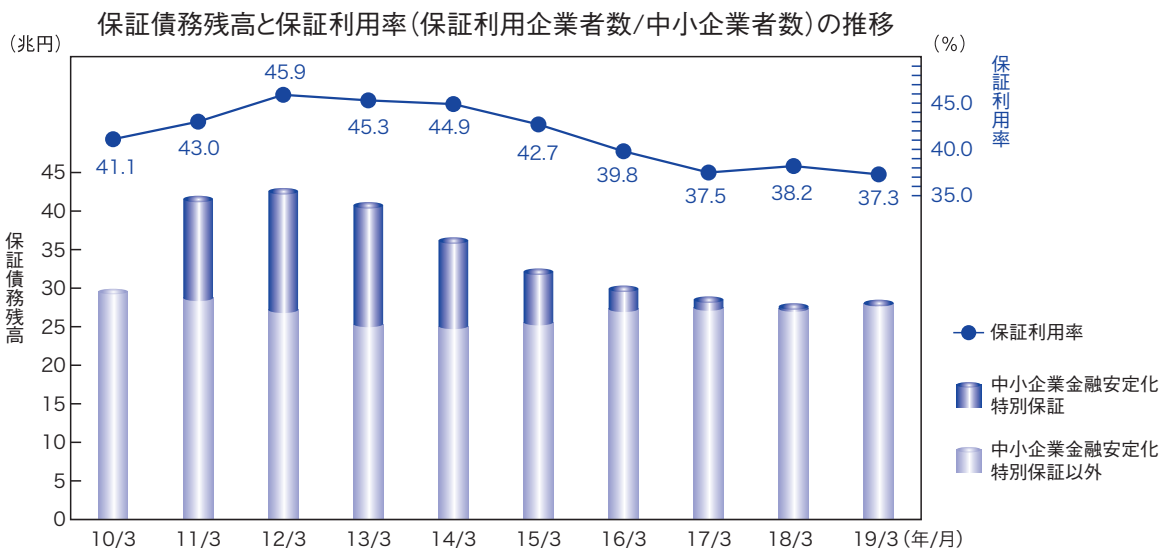
## 信用保険業務の有効性の評価

保証利用実績（企業数及び利用金額）

- ◇中小企業が金融機関からの借入に際し、平成18年度において約161万社が信用保証協会の保証を利用しており、その割合は全国の中小企業者の約4割（37%）を占めている。
- ◇また、保証債務残高は約29兆円であり、中小企業向け貸出残高259兆円の約11%を占めている。
- ◇信用保険制度は、中小企業の資金調達の円滑化に多大な役割を果たしている。

	保証利用企業全体(a) (平成18年度末)	国内中小企業全体(b)	中小企業に占める割合(a)/(b)
企業数	161万社	433万社	37%

(資料)2007年度版中小企業白書(総務省「事業所・企業統計調査」(16年)再編加工)



(注)「金融安定化特別保証」：平成10年8月の「中小企業等貸し渋り対策大綱」(閣議決定)に基づき、同年10月に創設された保証制度(取扱期間：平成10年10月～平成13年3月まで)。貸し渋りに苦しむ中小企業者に対し、保証要件を緩和して保証付融資による円滑な資金供給を図った臨時異例の措置。

# 中小企業金融公庫法

## 中小企業金融公庫法(抜粋)

(平成19年4月1日施行現在)

### (目的)

- 第1条 中小企業金融公庫は、中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金について、一般の金融機関が供給することを困難とするものの供給を自ら行い、又は一般の金融機関による供給を支援するための貸付債権の譲受け、債務の保証等を行うことを目的とする。
- 2 中小企業金融公庫は、前項に規定するもののほか、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険及び信用保証協会に対する資金の貸付けを行うことを目的とする。

### (役員)

- 第9条 公庫に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事八人以内及び監事二人以内を置く。

### (役員の仕事及び権限)

- 第10条 総裁は、公庫を代表し、その業務を総理する。
- 2 副総裁は、公庫を代表し、総裁が定めるところにより、総裁を補佐して公庫の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、総裁が定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公庫の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は、公庫の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができる。

### (役員の名)

- 第11条 総裁及び監事は、主務大臣が内閣の承認を得て任命する。
- 2 副総裁及び理事は、総裁が主務大臣の認可を受けて任命する。(評議員会)

### 第16条の2 公庫に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、総裁の諮問に応じ、公庫の業務の運営に関する重要事項を審議する。
- 3 評議員会は、前項の事項に関し、総裁に意見を述べることができる。
- 4 評議員会は、評議員十人以上以内で組織する。
- 5 評議員は、中小企業又は金融に関し学識経験のある者のうちから、主務大臣の認可を受けて、総裁が任命する。
- 6 評議員の任期は、二年とする。
- 7 評議員は、再任されることができる。(業務の範囲)

### 第19条 公庫は、第1条第1項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 中小企業者に対する貸付け
  - 中小企業者が新たに発行する社債(社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債を除く。以下同じ。)の応募その他の方法による取得
  - 特定貸付債権(主務省令で定める金融機関その他主務省令で定める法人(以下「特定金融機関等」という。)が中小企業者に対して行う貸付けに係る貸付債権をいう。以下同じ。)の当該特定金融機関等からの譲受け及び特定社債(中小企業者が新たに発行する社債であつて特定金融機関等が応募その他の方法による取得を行うものをいう。以下同じ。)の当該特定金融機関等からの取得
  - 特定貸付債権及び特定社債に係る債務の一部の保証
  - 特定貸付債権及び特定社債(これらの信託の受益権を含む。)を担保とする債券その他これに準ずる有価証券として主務省令で定めるもの(以下「特定資産担保証券」という。)であつて特定目的会社等(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び同条第2項に規定する資産の流動化に類する行為を行うものとして主務省令で定める法人をいう。以下同じ。)が発行するものに係る債務の保証
  - 特定資産担保証券であつて特定目的会社等が発行するものの取得
  - 特定貸付債権及び特定社債を特定金融機関等が信託会社等(信託会社及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号)第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)に信託する当該信託の受益権の当該特定金融機関等からの取得
  - 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 公庫は、第1条第2項の目的を達成するため、次の業務を行う。
- 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)の規定による保険を行うこと。
  - 信用保証協会に対し、その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。
  - 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 3 第1項第3号に掲げる業務は、当該特定貸付債権及び特定社債を信託会社等に信託し当該信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡する場合又は当該特定貸付債権及び特定社債を特定目的会社等に

譲渡する場合に限り、行うことができる。

- 4 第1項第4号に掲げる業務は、特定金融機関等が当該特定貸付債権及び特定社債を信託会社等に信託し当該信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡すること又は当該特定貸付債権及び特定社債を特定目的会社等に譲渡することを条件として当該特定貸付債権に係る貸付け又は当該特定社債の取得を行う場合に限り、行うことができる。

### (業務方法書)

- 第21条 公庫は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

### (資金の調達のための貸付債権及び社債の信託等)

- 第25条の4 公庫は、主務大臣の認可を受けて、第19条第1項に規定する業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、次に掲げる行為をすることができる。

- 貸付債権及び社債(第19条第1項第3号の規定により譲り受けた特定貸付債権及び取得した特定社債を含む。以下この条及び次条第1項において「貸付債権等」という。)の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権の全部又は一部を譲渡すること。
- 貸付債権等の一部を特定目的会社等に譲渡すること。
- 前二号に掲げる行為に附帯する行為をすること。

- 2 公庫は、前項第1号に規定する資金の総額が、事業年度ごとに国会の議決を経た金額の範囲内でなければ、同項第1号又は第2号の規定により当該受益権又は当該貸付債権等を譲渡することができない。

### (信託の受託者からの業務の受託等)

- 第25条の5 公庫は、前条第1項の規定により貸付債権等を信託し、又は譲渡するときは、当該信託の受託者又は当該貸付債権等の譲受人から当該貸付債権等に係る元金金の回収その他回収に関する業務の全部を受託しなければならない。
- 2 公庫は、特定金融機関等その他第20条第1項の政令で定める法人に対し、前項の規定により受託した業務の一部を委託することができる。同条第3項及び第4項の規定は、この場合について準用する。
- 3 公庫は、沖縄振興開発金融公庫に対し、第1項の規定により受託した業務の一部を委託することができる。

### (監督)

- 第30条 公庫は、主務大臣がこの法律又は中小企業信用保険法の定めるところに従い、監督する。
- 2 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫からの報告又は次条第1項の規定による検査の結果に基づき、公庫に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

### (報告及び検査)

- 第31条 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託者(第20条第5項又は第25条の5第2項若しくは第3項の規定により委託を受けた者を含む。以下この項及び第34条において同じ。)に対して報告をさせ、又はその職員に公庫若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

### (権限の委任)

- 第31条の2 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第1項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。
- 2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第1項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。
- 3 内閣総理大臣は、第1項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。
- 4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

### (主務大臣等)

- 第33条 この法律における主務大臣は、経済産業大臣及び財務大臣とし、主務省令は、経済産業省令、財務省令とする。

## 会計に関する関連法の規定(抜粋)

### (資本金)

- 第5条 公庫の資本金は、政府の一般会計からの出資金160億円及び政府の産業投資特別会計からの出資金92億千万円の合計額とする
- 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第23条の3第1項の債務保証業務基金、同条第2項の中小企業信用保険準備基金又は同条第3項の融資基金に充てるべきものであるときは、それぞれの基金に充てるべき金額を示すものとする。
- 3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

### (役員の給与及び退職手当の支給の基準)

- 第18条 公庫は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

### (業務の範囲)

#### 第19条

- 5 公庫は、事業年度ごとに、第1項第4号及び第5号の規定による保証にあつては保証金額の総額について、第2項第1号の規定による保険にあつては保険価額の総額について、同項第2号の規定による貸付けにあつては貸付金の総額について、それぞれ国会の議決を経た金額の範囲内でなければ、これらの規定による保証、保険又は貸付けを行うことができない。

### (事業計画及び資金計画)

- 第22条 公庫は、四半期ごとに、第19条第1項に規定する業務に関し、事業計画及び資金計画を作成し、並びに当該四半期における第25条第4項の規定による短期借入金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 公庫は、半期ごとに、第19条第2項に規定する業務に関し、事業計画及び資金計画を作成し、並びに当該半期における第25条第5項の規定による短期借入金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

### (予算及び決算)

- 第23条 公庫の予算及び決算に関しては、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)の定めるところによる。

### (区分経理)

- 第23条の2 公庫の経理については、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。
- 一 第19条第1項第1号及び第2号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
  - 二 第19条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
  - 三 第19条第1項第4号及び第5号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
  - 四 第19条第2項に規定する業務

### (基金)

- 第23条の3 公庫は、第19条第1項第4号及び第5号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関して、債務保証業務基金を設け、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成16年法律第35号)附則第7条の規定により債務保証業務基金に組み入れられた金額及び第5条第2項後段の規定により政府が債務保証業務基金に充てるべきものとして示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。
- 2 公庫は、第19条第2項第1号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関して、中小企業信用保険準備基金を設け、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律附則第2条の規定による改正後の中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成14年法律第146号。以下「改正後の廃止法」という。)附則第2条第18項(第1号に係る部分に限る。)の規定により中小企業信用保険準備基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び第5条第2項後段の規定により政府が融資基金に充てるべきものとして示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。
- 3 公庫は、第19条第2項第2号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関して、融資基金を設け、改正後の廃止法附則第2条第18項(第2号に係る部分に限る。)の規定により融資基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び第5条第2項後段の規定により政府が融資基金に充てるべきものとして示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

- 4 第2項に規定する基金の経理に関しては、政令の定めるところによる。

### (利益及び損失の処理並びに国庫納付金)

- 第24条 公庫は、第23条の2第1号に掲げる業務に係る勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、その額を翌事業年度の5月31日までに国庫に納付しなければならない。
- 2 公庫は、第23条の2第2号及び第3号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、主務省令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。
- 3 公庫は、第23条の2第2号及び第3号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 4 前項の規定により損失をうめる場合を除いては、第2項の積立金を取り崩してはならない。
- 5 公庫は、第23条の2第2号及び第3号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、第2項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度の5月31日までに国庫に納付しなければならない。
- 6 公庫は、第23条の2第4号に掲げる業務に係る勘定(以下「信用保険等業務勘定」という。)において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、その利益の10分の50に相当する額を積立金として積み立てなければならない。ただし、次項の規定による前条第2項の中小企業信用保険準備基金(以下この条において「中小企業信用保険準備基金」という。)又は同条第3項の融資基金(以下この条において「融資基金」という。)の減額がなされているときは、その利益を改正後の廃止法附則第2条第18項(第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定により中小企業信用保険準備基金又は融資基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び第5条第2項後段の規定により政府が中小企業信用保険準備基金又は融資基金に充てるべきものとして示した金額の合計額に達するまで第23条の2第4号に掲げる業務の収支の状況、中小企業信用保険準備基金及び融資基金の状況等を勘案して政令で定めるところにより中小企業信用保険準備基金又は融資基金に組み入れ、その組み入れた額を利益の額から控除してなお残余があるときは、その残余の10分の50に相当する額は、積立金として積み立てなければならない。
- 7 公庫は、信用保険等業務勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、政令で定めるところにより中小企業信用保険準備基金又は融資基金を減額して整理しなければならない。
- 8 第6項の規定による積立金は、前項の規定により信用保険等業務勘定における損失をうめる場合を除いては、取り崩してはならない。
- 9 第6項の規定による中小企業信用保険準備基金若しくは融資基金への組入れ又は第7項の規定による中小企業信用保険準備基金若しくは融資基金の減額がなされたときは、公庫は、その組入れ又は減額に相当する額により資本金を増加し又は減少するものとする。
- 10 公庫は、信用保険等業務勘定における毎事業年度の損益計算上の利益の額から第6項の規定により同勘定に積立金として積み立てた額(同項ただし書の規定により中小企業信用保険準備基金又は融資基金に組み入れたときは、その組み入れた額と信用保険等業務勘定に積立金として積み立てた額との合計額)を控除した残額を翌事業年度の5月31日までに国庫に納付しなければならない。
- 11 第1項、第5項及び前項の規定による国庫納付金は、当該各項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。
- 12 第1項から第3項まで、第6項及び第7項の損益計算の方法並びに第1項、第5項及び第10項の規定による国庫納付金の納付の方法及びその帰属する会計については、政令で定める。

### (借入金)

#### 第25条

- 公庫は、主務大臣の認可を受けて、第19条第1項に規定する業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府から資金の借入れをすることができる。
- 4 公庫は、第19条第1項に規定する業務に係る資金繰りのため必要があるときは、第1項に規定する政府からの資金の借入れの予算で定める限度額及び次条に規定する中小企業債券(以下この項において「債券」という。)の発行の予算で定める限度額の合計



額に相当する金額から、既に借り入れている資金の借入れの額及び既に発行している債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額（当該金額が第22条第1項の規定により定めた短期借入金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額）を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入金を行うことができる。

- 5 公庫は、第19条第2項第1号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る資金繰りのため必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、主務省令で定める金融機関から短期借入金を行うことができる。ただし、短期借入金の現在額は、第5条に規定する資本金（前条第9項の規定により公庫が資本金を増加し又は減少したときは、その増加又は減少後の資本金）のうち信用保険等業務勘定に区分された額を超えることとなつてはならない。
- 6 第二項の規定による短期借入金は、当該短期借入金をした事業年度内に償還しなければならない。ただし、第4項の規定による短期借入金については、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
- 7 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
- 8 第1項、第4項及び第5項に規定する場合を除くほか、公庫は、資金の借入れをしてはならない。

（債券の発行）

第25条の2 公庫は、主務大臣の認可を受けて、第19条第1項に規定する業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、中小企業債券（以下この条及び次条において「債券」という。）を発行することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、公庫は、債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、債券を発行することができる。

（債務保証）

第25条の3 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和21年法律第24号）第3条の規定にかかわらず、予算をもつて定める金額の範囲内において、公庫が前条第1項の規定により発行する債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和28年法律第51号。次項において「外資受入法」という。）第2条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。第3項において同じ。）について保証することができる。

- 2 前項の予算をもつて定める金額のうち、外国を発行地とする本邦通貨をもつて表示する債券に係る債務についての金額は、外資受入法第2条第2項に規定する予算をもつて定める金額と区別して定めることが困難なときは、当該金額と合算して定めることができる。

- 3 政府は、第1項の規定によるほか、公庫が前条第2項の規定により発行する債券に係る債務について、保証することができる。

（余裕金の運用等）

第26条 公庫は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債又は政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）の保有
  - 二 財政融資資金への預託
  - 三 銀行への預金
- 四 前三号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法

- 2 前項に規定する方法による余裕金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。

- 3 公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

## 公庫の予算及び決算に関する法律

（事業年度）

第2条 公庫の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（決算の完結）

第17条 公庫は、毎事業年度の決算を翌年度の5月31日までに完結しなければならない。

（財務諸表の作成、提出等）

第18条 公庫は、毎事業年度、損益計算書、貸借対照表及び財産目録（（中略）以下「財務諸表」という。）を作成し、当該財務諸表に関する監事の意見を付して、決算完結後1月以内に主務大臣を経由して財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 公庫は、前項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

- 3 前項に規定する附属明細書及び業務報告書に記載すべき事項は、財務省令で定める。

（決算報告書の作成、提出等）

第19条 公庫は、決算完結後第5条第4項及び第9条第1項に規定する予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書（中略）を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、前条第1項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、当該承認に係る当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

- 2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の財務諸表を添え、内閣に送付しなければならない。

- 3 公庫は、第1項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事業所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

- 4 第1項に規定する決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。

（決算報告書等の会計検査院への送付）

第20条 内閣は、前条第2項の規定により公庫の決算報告書の送付を受けたときは、同条第1項の財務諸表を添え、翌年度の11月30日までに、会計検査院に送付しなければならない。

（決算報告書等の国会への提出）

第21条 内閣は、会計検査院の検査を経た公庫の決算報告書に第19条第1項の財務諸表を添え、国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

その他

財務諸表の作成方法等については、「特殊法人等会計処理基準」（昭和62年10月2日財政制度審議会公企業会計小委員会報告）に準拠している。

# 株式会社日本政策金融公庫法等の概要

「株式会社日本政策金融公庫法」及び「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の概要

(出典：行政改革推進本部事務局ホームページ)

「行政改革推進法」及び「政策金融改革に係る制度設計」に基づき、主に以下の項目について法律に規定。

## 1. 目的

行政改革推進法において、新機関に担わせることとされた機能（国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための機能、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための機能）を踏まえた新機関の目的規定に加え、民業補完の趣旨を明記。

あわせて、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズムもしくは感染症等による被害に対処するために必要な金融が新機関及び金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とする旨を規定。

## 2. 組織・会計経理等

### (1) 株式の政府保有義務

政策上必要な業務を国が責任を持って実施する等の観点から、新機関の株式を政府が、常時全額保有する旨の規定を置く。

### (2) 役職員

効率的な事業運営の実現と政策上必要な業務の的確な実施の観点から、役員を選任・解任手続（主務大臣の認可）、役員等の欠格事項、役職員の秘密保持義務等の規定を置く。

### (3) 勘定区分等

政策上必要な業務の的確な実施と政策の実施に係る責任の明確化の観点から、主要施策毎に勘定区分を行い透明性を確保。

国際金融業務については、他の勘定と区分して国際業務勘定を設ける。また、「海外経済協力に関する検討会」報告（18.2.28）を踏まえた制度設計に基づき、国際業務部門を置き、部門の名称として、国際協力銀行という名称を用いることができる旨を規定する。

### (4) 新機関の信用維持、資金調達の円滑化

新機関の信用維持、資金調達の円滑化等の観点から、新機関の発行する債券について政府保証を付与できる旨の規定や政府による新機関への資金の貸付けができる旨の規定を置く。また、新機関の解散、合併、分割等につき「別に法律で定める」旨を規定し、新機関の解散等の意思決定についての国の責任を明確化する。

### (5) 国庫納付

政府全額出資等の新機関の性格を踏まえ、利益については、必要な準備金の積立て以外の部分は全額国庫納付しなければならない旨の規定を置く。

### (6) ガバナンス確保のための国の関与

政策上必要な業務を的確に実施する観点から、予算の国会議決、決算の国会提出、金融検査の実施、定款の変更認可等の国の監督の規定を置く。

(注) 新機関は、設立法に特段の規定を置かない限りは、会社法の規定が適用になることから、企業会計原則、会計監査人の監査等の対象となる。

## 3. 業務

### (1) 現行各機関の業務規定をベースに、行政改革推進法における以下のような業務限定を忠実に反映し新機関の業務を規定する（利用者に対する情報提供を行うことも業務として規定）。

国民一般 : 教育貸付の貸付対象範囲の縮小  
農林水産業者 : 大企業向け等の食品産業貸付を廃止  
中小企業者 : 中小企業に関する重要な施策の目的に従って行われるものに限定（一般貸付を廃止）  
国際金融 : ①資源の開発・取得の促進、②国際競争力の維持・向上、③国際金融秩序の混乱への対処、の3つの業務に限定

- (2) 国際金融業務については、平成13年の特殊法人等整理合理化計画における指摘事項のうち、資源関係以外の輸入金融の原則廃止等、法律上、業務見直しに反映すべきものを忠実に反映する。

### (3) 民業補完業務

部分保証、証券化等の手法を活用して中小企業者等への民間金融機関による無担保貸付の促進を図るとともに、国際金融分野における民間金融機関による融資や我が国企業等の資本市場からの資金調達を促進する等の観点から、以下のような民業補完業務を規定。

#### ①国内部門

中小企業者向け業務については、中小企業信用保険業務とともに、現行中小企業金融公庫の証券化業務に、リスク補完契約（CDS）を活用した証券化支援業務の追加、対象債権の拡充等を行う。

国民一般向け業務及び農林水産業者向け業務について、CDS契約を活用した証券化支援業務を追加する。

#### ②国際部門

国際金融部門については、証券化手法の拡充（対象債権の拡充、公社債等の取得）及び保証対象の追加等を行う。

### (4) 危機対応円滑化業務等

新機関の危機対応円滑化業務に関し、以下のような規定を置く。

- ①主務大臣が、必要性を認定した場合に、新機関が、危機対応業務を行う指定金融機関に対して必要な資金の貸付、リスクの一部補完、利子補給を実施することができること。
- ②新機関による「危機対応円滑化業務実施方針」の策定、指定金融機関との間で締結する協定等に関する規定。
- ③民間金融機関からの申請に基づき国が指定金融機関をあらかじめ指定すること（業務規程の作成、適合要件等を規定）。

### (5) 業務の在り方の検討

民業補完の観点から、新機関の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずる等の規定を置く。

## 4. その他

### (1) 会社の設立

設立委員の任命や定款の作成等の会社の設立に関し必要な規定を置く。

### (2) 旧機関の解散、権利義務の承継等

旧機関（国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行）が新機関設立時（平成20年10月1日）に解散すること、旧機関の一切の権利義務は新機関が承継すること、デューデリジェンスに関すること及びそれらに伴う経過措置等の規定を置く。

### (3) 関係法律の整備（「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」として別法となる）

関係法律において、以下のような改正をはじめ、旧機関名称を引用している法律について新機関名称に改める等の所要の整備を行う。

- ①新機関を「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（いわゆる市場化テスト法）の適用対象とすることを通じて、引き続き業務運営の効率化を促す。
- ②新機関を「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」の対象とすることを通じて、引き続き透明性を確保する。
- ③新機関について法人税、事業所税等の非課税措置等を規定。

平成19年4月24日

## 衆議院内閣委員会

政府は、両法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺漏なきを期すこと。

- 一 株式会社日本政策金融公庫（新公庫）の組織運営に当たっては、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金需要に質量ともに的確に応えるものとし、そのために必要かつ十分な財政措置等を講ずること。
- 一 新公庫の組織設計・運営に当たっては、業務の態様に応じた区分を明確にして内部組織を編成し、専門能力を有する職員の窓口配置・育成を適切に行うなど、利用者の利便性の維持・向上に努めること。
- 一 中小企業金融公庫の一般貸付の廃止に際しては、その時々の経済金融情勢及び政策ニーズを踏まえ、必要に応じ特別貸付制度の創設及び拡充を図るなど、中小企業者の資金需要に機動的に対応するよう努めること。
- 一 危機対応体制については、新公庫における機動的な対応及び完全民営化機関をはじめとする民間の指定金融機関の機能やノウハウの積極的な活用により、これまで商工組合中央金庫、日本政策投資銀行等の政策金融機関が行ってきた危機対応と同水準の条件及び範囲の危機対応が確保され、危機時に必要な所に資金が円滑に供給されるよう必要かつ十分な財政措置等を講ずること等制度の運用に万全を尽くすこと。
- 一 新公庫の貸付残高にかかる数値目標の要否についての議論を行うに当たっては、予め機械的な目標を設定することは避け、中小企業等の資金需要、民間金融機関の動向、経済金融情勢の変化等を十分踏まえ、政策金融改革の影響を見極めつつ、慎重に行うこと。

平成19年4月24日

## 参議院内閣委員会

政府は、両法律の施行に当たっては、次の事項について留意し、その運用に万全を期すべきである。

- 一、株式会社日本政策金融公庫（新公庫）の組織運営に当たっては、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金需要に質量ともに的確に応えるものとし、そのために必要かつ十分な財政措置等を講ずるとともに、欠損金処理を行う場合には、透明性を確保しつつ、これまでの政策遂行のために行われた貸付けにより生じたコストについては、適切に財政措置等を講ずること。なお、財政措置等を講ずるに当たっては、その目的を明確化すること。
- 二、新公庫の組織設計・運営に当たっては、統合効果により効率的な事業運営の実現とガバナンスの向上に努めるとともに、業務の態様の違いを踏まえて内部組織を編成し、専門的能力を有する職員の窓口配置・育成を適切に行うなど、利用者の利便性の維持・向上を図ること。
- 五、中小企業金融公庫の一般貸付の廃止に際しては、その時々の経済金融情勢及び政策ニーズを踏まえ、必要に応じ特別貸付制度においてメニューを新設・拡充するなど、中小企業者の資金需要に機動的に対応するよう努めること。六、新公庫においては、過度な担保主義・保証人主義からの脱却を図り、特に、第三者保証を必要としないようにすること。
- 八、危機対応体制については、新公庫における機動的な対応及び完全民営化機関をはじめとする民間の指定金融機関の機能やノウハウの積極的な活用により、これまで商工組合中央金庫、日本政策投資銀行等の政策金融機関が行ってきた危機対応と同水準の条件及び範囲の危機対応が確保され、危機時に必要な者に資金が円滑に供給されるよう必要かつ十分な財政措置等を講ずるなど制度の運用に万全を尽くすこと。また、指定金融機関が的確に危機対応を行い得るよう、金融監督行政において十分に配慮し、柔軟性を持った対応を行うこと。
- 九、新公庫の貸付残高に係る数値目標の要否の議論は、現場の意見を尊重し、中小企業等の資金需要、民間金融機関の動向、内外の経済金融情勢の変化等を十分に踏まえ、政策金融改革の影響を見極めつつ、慎重に行い、機械的な目標設定はしないこと。
- 十、新公庫の業務の在り方の見直しに当たっては、国内金融業務及び国際協力銀行業務における統合効果についても十分に検証を行うこと。